

参議院大蔵委員会議録第十四号

(一八三)

昭和四十五年四月七日(火曜日)
午前十時二十分開会

第六十三回
会

委員の異動

四月七日

辞任 岩動 道行君

補欠選任 任田 新治君

出席者は左のとおり。

委員長

栗原 祐幸君

理 事

小林 章君

青柳 秀夫君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

大竹 平八郎君

鬼丸 勝之君

今 津島 文治君

任田 新治君

中山 太郎君

丸茂 重貞君

矢野 登君

木村 稔八郎君

戸田 菊雄君

松井 賢一君

横川 正市君

上林 繁次郎君

渡辺 武君

国務大臣

大蔵大臣

福田 趙夫君

政府委員

大蔵政務次官

澤木 正男君

大蔵大臣官房審議官

藤田 正明君

大蔵省主計局次長

高木 文雄君

大蔵省國際金融局長

奥村 輝之君

通商産業省貿易振興局経済協力部長

黒部 稲君

運輸省航空局監理部長

川上 親人君

事務局側

坂入長太郎君

常任委員会専門

説明員

○横川正市君 大蔵省へまず特別会計の規模の問題で先にお伺いいたしますが、大蔵省の考えでは、独立採算制を主たる原則とし空港整備をする。私は、空港という特殊な非常に危険の伴う、しかも災害の大きい運営に独立採算制を原則としてとるということは、少し現状にマッチしないのぢやないだろうか。こういうふうに思います。もちろん、これは、各空港の整備状況をほんとうは先に聞きまして、そしてその整備状況の不備と会計の問題とをあわせて聞けば一番いいんだと思いまますけれども、あまり時間がありませんから、冒頭から独立採算制と空港運営との関係でお聞きをするんですけれども、その第一は、これは万に一つ事故があつても困りますという体制なのかですね。しかし、一般的に事故率といいのは一パーセンテージでなんでもあるわけです。汽車と飛行機と比べれば飛行機のほうが少ないです。ページではそういうふうな結論が出ているのですが、しかし、実際の被害の惨状は他の事故に比べても少なく凄惨なものがあるわけですから、私は、やはり方に一つ事故がない体制、こういう体制でいくのがたまではないかと思います。そういう点からいきますと、独立採算制を原則としているという考え方には少し疑問を持つわけですが、その点をお伺いします。

○委員長(栗原祐幸君) ただしまあ大蔵委員会を開会いたします。

○空港整備特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) 申し上げるまでもなく、空港特別会計を設置いたしますゆえんのものは、空港特別会計の歳入並びに歳出につきまして、一般会計と区分経理をして、それによつて港整備事業の促進をかからうというものでござい

ます。ですが、御承知のように、この場合空港特別会計の歳入として充てられておりましたのは、着陸料収入のほか相当額の一般会計からの繰り入れを行なつておるわけでございまして、他の特別会計の中で企業特別会計と普通いわれますような、たとえば造幣特別会計でございますとかアルコール専売でございますとか、そういうふうに特別会計独自の歳入をもつて歳出のすべてをまかなうと、そぞう完全な独立採算制の特別会計と違います。この特別会計は要するに空港の整備を促進するということを主たる目的として、たとえばほくらの道路特別会計でございますとかあるいは港湾特別会計でございますとか、そういうものと同じよう

に、公共事業の整備促進をはかるという趣旨がうなづけておるものでございまして、他のそういう公共事業関係の特別会計と同じように厳密な意味の独立採算制というものではないのでございまして、その意味で四十五年度の予算におきましても相当額の一般会計繰り入れを行なつております。した後ともおそらく現在の空港整備の状況から見ますと着陸料収入だけでこの特別会計をまかなければいくと、どうよなことは不可能であろうと思つております。したがつて、今後の整備の必要に応じまして毎年一般会計の繰り入れが必要であると考えておるわけですが、必ずしもおつしやるような意味の独立採算制歳入と歳出はもちろん特別会計でございますから突き合つておりますけれども、そういう意味の独立採算制の特別会計であるということでは必ずしも当たらないのではないかというふうに思つております。

○横川正市君 この会計法の歳入歳出の会計上の一般的なものから見て判断のできない点を先ほどちょっとと説明したわけなんですが、たとえば松山で事故が起つたときの松山におけるところの安

はその事故を一つ参考にして考へるわけなんですが、国内の二種空港の体制が、コントロールタワーの設備にしましても、あるいは滑走路の設備にしても、あるいは立地的な条件の問題にしても、相當科学的に技術的に整備がされていて使用に供されているという空港というのはあまりないのじゃないか。だから、そういう点では空港の整備を急がなければいけないのだというようなことが、当事故のあつたあとに報道をされているわけなんです。私は、それを想定しながら、独立採算制といふのはやはり収益に一つの限度というものを感じますし、そうすれば、一般会計からの繰り入れについても、一体どの程度認められるのかということになれば、通常まあ一般会計からの繰り入れといふものは、そう計画にマッチして一〇〇%というわけにはいかないわけなんです。ですから、もし一般会計から十分な繰り入れが毎年行なわれますよと云うのならば、これは実は独立採算制という形態ではないわけで、そんな点を考えながら、一体空港の整備という特殊な事情に独立採算制を原則とするということは、一体どうだろうかという観念を持つわけなんで、もし、運輸省のほうから、各空港の整備について、十分でござりますと、いや、実は独立採算制といふのはいわば会計上の判断で、運営上の問題としては十分ですということならば、あえてこれは論議する余地がない問題だと私は思います。が、さきの事故と照らし合わせながら考えてみますと、整備はまだまだ立ちおくれの状態にあるし、これは急がなきやいけないというそういう状況にあるのではないか。だから、そういう点から見れば、空港整備というのには、もう少し会計法上もある程度の弾力、あるいはオーバー程度でなくとも年次計画に遂行できる程度のもののはあってしかるべきではないか、こういうふうに思ふわけで、その点を説明していただければいいのじゃないかと思います。

いろいろ反省検討を行なつたわけでございます。それに基づきまして、昭和四十二年に空港整備五年計画が策定されたわけでございます。この空港整備五年計画におきます基本的な構想といしましては、飛行場におきます安全対策といたしまして、滑走路の延長拡幅、その他航空保安施設の整備充実をはかりますとともに、それを通じてさらに将来の航空機の大型化その他に対処していく、こういうふうな基本方針に基づきまして五年計画が策定されてきたわけでございます。そちらいった点からいきまして、必ずしも現在空港が十分に整備されているというふうには申し上げられない。しかし、その空港整備五年計画に基づきまして着々と空港整備を進めさせていただいているという現状であろうかと思ひます。

○横川正市君 この資料によりますと、松山の撮影合の着地帯、滑走路の状況というのが出ておるわけですが、これは事故前と事故後とでは滑走路の整備問題では変わつておらないのですか。

○説明員(川上親人君) 松山空港は、当時、一千百メートルの滑走路の長さのものとして整備されておつたということをございます。と申しますのは、松山空港において使用されます航空機はYS-11という国産の航空機でございます。これは千二百メートルの長さの滑走路でもつて十分安全に離着陸できるという性能的な観点から、千一百のままで整備されておつたわけでございます。現在におきましてもまだ千二百メートルでございます。

○横川正市君 専門家会議が持たれまして事故の原因究明というのが行なわれますが、明確にこういう原因が事故の発生した理由ではなかろうかといふのがあまり出てこないわけですね。これは、一体、どこに原因があるのでしようか。もちろん、これは、いくら整備された精密機械といいながら、人間のある程度の感覚も必要とするわけで、ことになるわけでしょうか、残された点はどういうことですか。

○説明員(川上親人君) いまの御質問にお答えいたします前に、松山について現在滑走路の延長ための諸般の対策を進めていることをちょっとだけ加えさせていただきたいと思います。

航空機事故につきましては、御指摘のとおなじでありますように、航空機事故が発生いたしました場合に、生存されるというようなケースが非常に多くなっています。したがいまして、事故後に生き残って、ロットからその事故に関連するいろいろな原因と思われる点に対する事情の聴取ができる、というような事情もございます。客観的に後にならぬままでいろいろな諸般の事情を総合勘案いたしまして、こういう原因が推定されるのではなかろうか、またこういうことも考えられるのではないかとうかといふふうなことでございます。非常に多くあります時間を受けまして、なおかつそのきめ手によるはつきりした原因が確定しにくいというのが非常に多いように思います。もちろん、ケースバイ・ケースといたしまして、事故の原因がはつきりしている件数も今までの事故調査の中におきましてはたくさんあるわけですが、先般の松山事故の場合におきましても、東京におきましては、全日空の事故におきましても、決定的な原因というものがなかなか決定しにくい、そういう特殊な事情にあるわけござります。

○横川正市君 まあ私はいろいろな関連を机定できるわけですが、この二種空港の場合は、稚内からずつと鹿児島まで、国際水準ということはが適当であるかどうかわかりませんが、二種空港として大体完備されていると、これはどういうような場合であつてもたとえば国内で使われているような飛行機の発着については支障ないと、そのためには電気的な装備も完備しているというような意味での完備された飛行場というのはどれどこれですか。それからついでに、五ヵ年計画で実際上それをそういう状態に持つていいける飛行場があれば、それもひとつつけ加えていただきたい。

○説明員(川上親人君) 安全という立場からどの空港がどの程度完備されたかと、これはなかなかむずかしいのですがございますが、私どもがいま五ヵ年計画で考えておりますのは、安全を確保する同時に、航空機の定時性あるいは定期性というものをあわせて確保される、そういう角度から保安施設の整備ということを行なっております。たとえば、単なる安全というサイドからだけ考えてみると、照明施設あるいはビーコンその他がございました場合に、一応雲の高さその他の制限がやきつきなりまして、雲がかなり高い状態におきまして、もとの飛行場に入ることが認められないといふような意味での安全性を確保する方法がございます。ただし、その場合におきましては、定時性、定期性というものが犠牲になつていくわけでござります。そういう意味での安全性の限度といふのを、私どもは、現在の航空交通の発展段階から考えまして、単に安全というだけではなくして、定時性、定期性というものをあわせて確保できるようない意味での保安施設といふもの整備をやろうと考えて、單に安全というだけではなくて、二種空港につきましては、そういう立場から保安施設の整備を順次急いでおるわけでございます。国際級の二種空港については必ずしも十分ではございません。いまの国際線におきます保安施設の一つの限度と申しますか、雲高が二百フィートまでたれ込めておるような場合にはおきましても、羽田あるいは大阪におきましては飛行機が安全にかつ定時に着陸できるというような施設が施されておるわけでございますが、現在の二種空港の整備段階におきましては、レーダーその他を持つていてところも非常にふえてまいりました。そのためには、雲の高さは従前は千フィート以下に雲がたれ込めてくる場合には着陸できないというふうにされておりました空港が、逐次五百フィートの高さまであってもはいれるというふうに、同じ安全性を確保しながら定時的にはいれるというふうに整備機能を向上させてきているわけでございます。

そういう意味で、二種空港の主要な空港は、現在の五ヵ年計画におきましては、単に、照明、あるいは対空通信施設なり、一般的に從来からございましたNDBと申しますいわゆるビーコンでございますが、そういうものだけに限らず、ILS、VOR、あるいは各般のレーダーというものを整備させていくという方針で進めております。各空港逐次そういう方向でかなりの程度に整備されてきつたある状況でございます。

○横川正市君 松山とか宮崎とか凄惨な事故が起つたところの事故原因を先ほどちょっとお聞きいたしましたが、実は私どもは新聞で知る程度で、本村さんその他専門家がやつてもなかなかわからないというふうに言われるけれども、その場合に、一様にその飛行場が保安設備が整つて、離陸、着陸に全く安全ですと、こういうことがなかなか保証できないことが報ぜられるわけであります。いま言つたように専門的に言えばいろんな要素というものがあるのだろうと思うんですが、しろうと考へて普通YS程度の飛行機なら、これは大体安全ですという意味での整備と、それからレーダーその他ビーコンを備えつけて、その安全度がきわめて高い状態にあるというような場合とを想定しながら、飛行場としては普通の水準で何と何を備えつけていなければいけないのかと。ところが、その何と何のうちの何が備えつけられていないのかというようなことがしろうと考えではあります。だから、二種は大体もう全体が整備されておりますといふことなかどうかですね。松山の場合にはその点不備だという記事に思つたんですね。だから宮崎の場合はあれは川がどこかに接地していく、そして滑走路が短いのじやないかということが言われおりましたね。いろいろな事故の起こつたところでの記事の内容はそういう報道をされているのですから、やはり危険を100%なくすための整備ということが一つの年次計画の主眼なはずだから、それと独立採算制とはどういうふ

うにかみ合つたうだらうかという疑点を私どもは持つてゐるので、実際に空港の運用に当たつては、空港の保安施設の面における最低の条件をいたしまして、どういう保安施設が必要であるかということにつきまして、保安施設の意味をこの場合やや広くとつておけるわけでございますけれども、NDBと申します、一般に方角を示すビーコンでございますが、そのビーコンの電波によって航空機を当該飛行場に誘導する、これが飛行場であるということを電波によつて航空機に知らしめる保安施設でございます。

それから飛行機と当該空港における管制及び他の問題につきましても、いろいろ航空機と直接の連絡通信をいたさなければなりません。そのためにはVHFの通信施設というのが必要になつてくると思ひます。

第三には、先ほどちょっと触れましたが、管制塔を通じて行ないます対空通信、こういう関係のものでございます。

さらに、それを最低限度のものといたしまして、その上に飛行場に照明施設を設ける。夜間あるいは昼間におきましても、天候の悪い場合に、ここが飛行場で、滑走路がここであるといふことを示す照明施設、あるいは、滑走路のエンドがここで、この角度でおりてくるならば滑走路のエンドに必ず着くようになるという意味での照明施設としての進入角指示灯というのがございます。これを私どもは二種空港まで含めまして早急に整備したいというふうに考えておるわけでございます。

松山におきましては、千二百メートルの滑走路

におきまして、照明施設は一応完備しておる。進入角指示灯もある事故当時におきましても一応はあつたわけでございます。それから他の最初に申し上げました基本的なもの、これらはすべて整備されておるような状況でございましたけれども、千二百メートルの滑走路の中ごろに着陸されたということで問題を生じた。宮崎におきましても、滑走路の中ほどに着陸したということによりましてオーバーランが生じた。こういうふうなことでございまして、私どもは、空港の保安施設としてそのようなものの整備を急ぎますとともに、进入角指示灯というのは、滑走路の末端に三度なら三度という方向で飛行機を誘導する、ペイロットがその进入角指示灯の赤と白のランプを見ながら、赤と白とが両方同時に見えるような状態で入りますと、ちょうどランウェー・エンドに着陸できるという施設なんでございます。そういう施設によつてランウェー・エンドに入るよう、ペイロットの訓練並びに会社の内部におけるペイロットの査察というものを厳重にやるようについて指導も一面いたしておるわけでございます。

各般あわせましてそのような安全対策を進めていくことによって、はじめて、空港のみならず、航空の安全といふものが確保されていくのではないかろうか、かように考えておるわけでございます。

○横川正市君 大体わかりました。でも、結果的には二種、三種の空港の整備は、五ヵ年計画で、いま言つたような最低線の、ビーコン——誘導装置ですか、それからVHF、管制、通信、照明、それから進入設備といふものは、これは三種まで全部現在あるわけですか。五ヵ年計画の中で全部備わるわけですか。

○説明員(川上親人君) 三種空港におきまして、NDBとVHF、これはもう完備いたしております。ただ、进入角指示灯につきましては、現在十

三分の一ですか、五ヵ年計画で二つビーコンとVHFがつくとなるわけですね。

そこで、いま言われたような最低限は、五つぐらいの項目があげられましたが、そのほかに、VORというのですが、それからレーダー、これは逐次ですかそれともあわせて二種にはついて、三種にはそのあとというふうな計画はどうなんですか。

○説明員(川上親人君) 五ヵ年計画におきましては、二種空港の中の主要なものについては、VOR、あるいはさらにはDME、レーダー、ILSと一緒にVHFの通信施設といふのが必要になつてきます。三種空港につきましては、その後におきまして必要な度合いに応じてそれらの整備を行なうという方針でございます。

○説明員(川上親人君) 先ほどもちょっと触れたところでございますが、飛行場におきまして、その空港の滑走路の長さ、あるいは保安施設の整備の状況、それから当該空港における風向き、その他諸般の状況を考慮いたしましてその空港の使用についてのいろいろな制限があわせて規定されていますが、たとえば、先ほども申し上げました雲の高さの制限、横風の制限といふようなものがございます。空港の整備の段階にそれと合わせた安全といふものを確保するための空港を利用する面における諸種の制限といふものが課せられております。その制限の中において飛行する限り、その安全性においては一応変わらないという考え方で私どもはおるわけでございます。

○横川正市君 たとえば、飛行場の整備が、それが八丈かどこかの飛行場だったと思うですが、気流から見て適切ではないというような報道が

あつたような気がいたしますが、飛行場を建設する事前調査といいますか、それから建設後の使用といいますか、そういうような段階的なものは、実際にあなたのはうでタッチしてやられるわけですか、それとも、そうではなしに、民間飛行場なんかの場合には、それぞれ建設者、あるいは企業家といいますか、そういう人たちが独自でやるわけですか。

○説明員(川上親人君) 八丈の例で申し上げますと、八丈空港は二種空港でございまして、東京都がこの設置、管理を行なっております。東京都が設置、管理いたします場合に、空港整備法の規定に基づきましての運輸大臣の許可がやはり要るわけでございます。この際に、その設置以前における調査その他の内容につきましては、私どももその段階におきましては十分チェックしてまいつたわけでございます。ただ、八丈におきまして横風があると申しましても、常にいけないというのではございません。たしか、私の記憶に間違いございませんでしたら、二〇ノット以上の横風が吹くときには八丈空港への着陸を禁示する、二〇ノット以下の場合には着陸を認める、そのような一応の気象状態を勘案しました制限が置かれておりますので、その限りにおいては安全に着陸できるというふうに思っております。

○横川正市君 そこで、先ほどの質問に戻るわけですが、実際こういうような整備状態を年次計画にあわせて必要経費を予算化していくことになるわけですが、その場合に、基準としては、最低の保安設備はいずれの飛行場も装置しなければいけない、それから逐次その保安状態を高めるというのは次の年次計画である、そういうことを十分勘案されて予算措置をとるという意味で独立採算性を原則とするということを理解していいわけですね。

○政府委員(竹内道雄君) 空港整備特会を今度つくることをお願いいたしておりますのは、一つは航空輸送需要の増大に対処するということ、それからもう一つは、航空の安全を確保する、この二

つを確保するために空港の整備を促進する必要があるということでございまして、現在ござりまする、そのための用地取得も行なうという考え方です。北海道につきましてこれらは整備を行なうように考えられていくこともあります。空港整備五ヵ年計画についてもできるだけの努力をいたしていかねばならぬと思っております。五ヵ年計画は終わりますので、おそらくまたその次の五ヵ年計画といりますが、特別会計の設置が空港整備の促進に基づいておりまして、今後ともそういうふうなことを考えておる次第であります。

○横川正市君 次に、これは産業関係の開発問題とも関連してお聞きをいたいと考えますが、たとえば北海道の場合に、二種は、稚内とそれから釧路、函館というようになつております。函館の場合はもそれから釧路の場合も稚内の場合は港を持つているわけですが、旭川とか帯広というようなところは、いわば産業、それから交通、さらに人口の稠密度からいってみて——札幌には千歳川とか帶広というような地点の空港整備は、現在は三種ということになつておりますけれども、実際上はやはり現状にいささかマッチしておらないのではないかと思いますが、これの整備状況、あるいは種別の格上げといいますか、これはどういふふうに思つております。

○横川正市君 そこで、先ほどの質問に戻るわけですが、実際こういうような整備状態を年次計画にあわせて必要経費を予算化していくことになるわけですが、その場合に、基準としては、最低の保安設備はいずれの飛行場も装置しなければいけない、それから逐次その保安状態を高めるというのは次の年次計画である、そういうことを十分勘案されて予算措置をとるという意味で独立採算性を原則とするということを理解していいわけですね。

○説明員(川上親人君) 旭川におきましては、現在一千二百メートーの滑走路整備をすでに終わっております。四十一年にこれが供用開始になつておきます。これらにつきまして、先ほど申し上げましたようなN D BあるいはV H Fの通信施設と質問であったかと存じますが、函館につきましては、これは二千メートー級に整備するといふふうな計画になつておるのでしよう。

○説明員(川上親人君) 在一千二百メートーの滑走路整備をすでに終わっております。四十一年にこれが供用開始になつておきます。これらにつきまして、先ほど申し上げましたようなN D BあるいはV H Fの通信施設と質問であったかと存じますが、函館につきましては、これは二千メートー級に整備するといふふうな計画になつておるのでしよう。

○横川正市君 これは北海道のことを知つておられる方はすぐわかるだらうと思いますが、稚内とか釧路とか函館というのは雪が少ないんですね。それが誘導的な作用をして、それらのものが逐次整備されていくのではないかという予想が非常に強いといふふうに考えられれば、旭川といふふうに地域だと思うわけです。飛行場が整備されれば、これが誘導的な作用をして、それらのものが逐次整備されていくのではないかという予想が非常にないということになるのではないかと思うのですが、地理的には旭川といふふうに判断をされた現在三千二百メートーでござりますが、千五百メートーの長さにするという方針に基

か
9

○説明員(川上親人君) いまおっしゃいましたように、旭川は、空港では積雪寒冷の地でございますので、除雪その他の関係もありまして、周年年——一年間を通じての使用ということがなかなか困難な状況かというふうに考えられます。たゞ、将来、旭川市自身におきましても、四台ほどの除雪車があるそうでございます。周年の使用が予定されるならば、旭川市におきましても、四台ほどの除雪車を空港のほうの専用除雪車として活用したいという御計画があるやに聞いております。航空会社におきましても、旅客の需要の伸びをいろいろ勘案いたしまして、空港におけるそれらの除雪対策を含めましてこれから旭川空港を周年使いがどうかというようなことについての判断をしていくものと思います。現在、日本国内航空が旭川に定期便を入れておられるわけでございますけれども、この会社におきましては、将来は一年を通して旭川空港を使用したいという希望を持つておるようには聞いております。

は、旭川の場合には、中心地ですし、降雪は多いですけれども風とかあるいは湿度だとかいろいろな季節的な影響というのはあまり他の地域と比べてみてそれほど激しい変動というのはないわけですから、その面からすれば安定した飛行場といふことになるじゃないか、そういうふうに思います。だから、稚内とか、それから紋別、女満別などというようなところがずっとありますね、そんじうような地点と比べてみても、旭川の飛行場を整備をしていくということは、航空の安全度から産業見ても非常に必要なんじゃないか。それから産業の立地的な条件を整えるためにも必要なんじゃないか。すでに現在人口も三十数万というような都市を中心とした地帯でもあるということから、取り急ぎひとつ三種であっても年間を通じて飛行機の発着ができるような体制へ、いざれそれが二種空港になれるという要件をできるだけ早く備えてもらおうということをこの際強く希望いたしておきたいと思います。どうでしようか。

○戸田菊雄君 いよいよこの空港特別会計等の問題について大詰めに来ていると思うんですが、日体的に特会移行措置の人員配置など、それから機構の内容、組織等についてはこの前御説明願つたのであります。が、さらに具体的な内容、そういう配置状況というものがいまおわかりになるのかどうか、それがもしかつておればお示しを願いたい。たとえば、この前、組織及び定員等についていろいろ御質問いたしましたけれども、空港工事事務所が東京、大阪、あるいは空港事務所が十六ヵ所、要員にいたしまして千二百三十四名、空港出張所が二十九ヵ所、百七十一人、こういうふうにそこまでは説明を受けているのであります。が、さらに、この管理部門——管理課であるとか、管制課であるとか、あるいは通信課ですか、何かそういう管理部門の機構体系というものがでてきておるのだろうと思われます。ですから、そういう管理機構の設置状況と申しますか、それと、要員の配置状況、こういうことについて具体的な移行措置等についておわかりになるならばひとつお示しを願いたい、それが第一であります。

それからもう一つは、この前も私は指摘をしたのであります。特会計移行で総体要員の増が七名というんですね。この前に部長の回答では、要員全体の運用等については、一般会計と特別会計との連用は行なわない。したがつて、この管理運用というのは現在よりも相当縮小されるということになると思う。だから、そうなつてしまりますと、人事交流は別ですが、常時の業務運営上に於ける業務担当、そういう部面においての弾力運用といふものが非常に狭まつてくるのではない。か。従来のいろいろな特別会計制定等について、実施後における具体的な現況というものを調査をしますと、必ずそう言つているんですね。ですから、そういう意味合いからいって、今回の空港整備に伴う特会計移行というのも、大筋はそういう方向で変わつてはいないのだと思ひます。ですか

から、こういう面に對する人事の運用、それから要員がはたして仕事をやるにあたって十分なのかどうか。もちろん十分な要員配置というのはどういう官庁を見てもありませんけれども、そういう面について、はたして結論として七名で一体十分なのかどうかですね、この辺の見解をまず承っておきたいと思います。

○説明員(川上親人君) 特別会計の移行に伴います定員といたしまして、来年度の分としては七名をいま現在御審議をいただいているわけでござりますが、これは、本省におきまして四名、地方におきまして三名ということをございます。

なお、業務運用の彈力性が、特会移行に伴いまして、一般会計と特別会計との間におきまして彈力性を欠くようになるのではないかという第二の御質問につきましては、特別会計制度を設けることによつて、人事交流その他の面についていままでどおりでありますと同時に、業務運営におきましても私は特段に変わらぬ点はないというふうに考えております。

○戸田菊雄君 機構の関係はどうですか、管理部門ですね。

○説明員(川上親人君) 特別会計ができるということによりまして機構、組織面で特に変わる面はないとの存じます。したがいまして、従来とおりの管理組織でございますし、管理要員は先ほど申し上げましたように若干の特別会計移行に伴う定員増を来年度お願いしてございます。これによる支障といふものは特にないというふうに私は考えております。

○戸田菊雄君 その管理部門の機構をちょっとと聞きたいんですよ。管理課というのがあるんでしょ。あるいは管制課というのですかね。それから通信課、そういう課は幾つできるわけですか。

○説明員(川上親人君) 特別会計制度ができると、いうことによりまして、特別に組織的に減るといふものもございません。ふえるものもまた特別にはございません。ただ、その他のファクターからたとえば地方の局に補償課が認められる、そういう

別な意味での組織の充実はいろいろと考えられ、予算的にもお願いを申し上げておるわけでござりますけれども、特別会計制度ができるということによつて、現在私どもの現場第一線にございます。

空港の事務所並びにその出張所は、そこに属しておりますそれらの組織定員あげましてこの空港特別会計の中に入れるということにいたしておるわけでございます。ただそれだけでございますので、特別な変更はないわけでございます。

○戸田菊雄君 いまの一般会計の中では、管理部門として機構はどういうものがありましようか。

○説明員(川上親人君) 空港事務所におきましては、原則として管理課といふものが置かれておりまして、その中で一般的の管理的な業務を行なつておるわけでございます。

○戸田菊雄君 そうすると、特別会計移行措置について、管理課といふ設置はないということでございますね。そういう機構はないと……。

○説明員(川上親人君) 現在ございます空港事務所に管理課あるいは総務課といふものを置いておるところもございますが、そいつた組織が空港事務所の総務課なりあるいは管理課といふような管理業務をあずかりますものがそのままこの特別会計の中に入りまして特別会計事務を処理することになるわけでございますので、從来とその点では何ら変わることはないわけでございます。

○戸田菊雄君 従来と変わりはないということなんですが、その機構は何と何ですか。その内容を教えてください、現行の。

○説明員(川上親人君) 空港事務所によつて必ずしも統一的ではありません。それでは、一例を東京の空港事務所について見ますと、空港長の下に次長という制度が設けられております。ここでは、次長に直属しました総務課、警務課、消防課、こういうものが一般的な管理機構としてござります。また、一つの例といつてしまして、鹿児島、熊本、大分、これらにつきましては、総務課といふのが置かれております。松山におきましては管

理課というものが置かれております。そういった組織で行なつておるわけでございます。各空港ごとにその空港の規模の大きさによりまして少しづけでございます。

○戸田菊雄君 空港工事事務所の場合はどういうことでござります。ただそれだけでございますので、特別な変更はないわけでございます。

○戸田菊雄君 原則的には、空港工事は、修という工事を行なつていただいているわけでござります。原則的にはそれは港湾建設局の組織の中に入っているものでございます。航空局の空港事務所の組織の中に入っているものではございません。ただ、東京と大阪につきましては、空港の整備のために空港工事事務所というものが特に設けられております。この関係の定員につきましては、航空局の職員として振りかえられましてこの特会の中でもまかなわれるということになつておるわけでございます。

○戸田菊雄君 地方の組織の各機構、内容等についてはわかつてまいりましたが、本省関係はどういう管理部門になりましようか。

○説明員(川上親人君) 本省及び地方航空局二つ、この中央的ないわば組織につきましては、これは特別会計の中でカバーするという面はございません。全部一般会計の所管に属する組織でござります。本省におきましての航空局の中では、監理部といふのがござります。この中に、総務課、経理課、補給課などございます。この特別会計制度にかかる人事あるいは経理という関係の業務を総括的に所管するわけでございます。

○戸田菊雄君 その要員配置等については、まだ決定にはなつておらないわけですか。

○説明員(川上親人君) 本省の監理部の中におきますいま申し上げました管理組織は、従前どおりの一応組織でございます。また、定員につきましては、先ほど申しました四名の特別会計要員の増員を来年度お願いいたしております。その分がブ

ラスされるというかつこうでございます。

○戸田菊雄君 それから移転後の条件の問題ですが、たとえば宿舎とかそういう関係はどういうことになります。それはやはり一般会計から切り離して、特別会計用として幾らということで全部確保される、そういうことでしようか。

○説明員(川上親人君) 宿舎の新設整備の問題につきましては、まだ一般会計の中でこれを処理する、一般的に従つて処理されることに相なるわけでございます。

○戸田菊雄君 そういつた移行措置の、労働条件に関する問題、あるいは要員の配置に関する人事問題、各般の諸問題が相当あるかと思いますが、それを進める場合は、基本的に当該組合等と部長のほうでよく円満解決、もしくは話し合い、そういう形で今後進めるという意向でございましょうか、その辺はどうですか。

○説明員(川上親人君) 私どもは、常々、組合その他と交渉いたしますにつきましては、航空の安全、航空業務に誤りのないようというような角度から、十分の打ち合わせと申しますか意思疎通をはかっているわけでございます。組合側からも航空の安全ということについて現場の職員の声というものが反映されてくるものにつきましては、事実全にかかるもの、また、職員の福祉にかかるようなもの、これらにつきましては、できるだけその意向を尊重するという方向で臨んでいるわけでございます。いまのところ、私どもの組合に対する関係におきましては、非常に円滑に意思疎通がなされていると私は判断をいたしております。

○戸田菊雄君 いまの部長の御回答で私も安心するわけであります。そのように今後移行措置等について、たいへん御苦労だと思いますけれども、ぜひ御努力を願いたいと存じます。それは要望として申し上げておきます。

大蔵省にお伺いをするのであります。この前の質問で、これを一般会計から特別会計にするについては彈力的に運用するということで、応分の関係はどのようなふうに見ておいでになるのか。

○政府委員(船後正道君) まず、初めの御質問に對してお答え申し上げます。

「その他政令で定める財産」でございますが、現在のところは、船舶、建物の従物、これを政令で指定いたしたい、かように考えております。航空機、ヘリコプターのたぐいにつきましては、ただ

は今後変わらないのかどうか、もう一度お確かめておきたいと思います。

○政府委員(藤田正明君) 航空輸送に関しましては、御承知のとおり、どんどんとその回数もふえ、ますます航路網も大型化になりますし、また、ハイジャックというふうな問題も新たに生じてきておりますので、從来とはよほど違つたことになつておられます。

○説明員(川上親人君) 五ヵ年計画もまた手直しがざるを得ないのではないかと思つておられます。それに従いまして予算もふえて計上いたしております。戸田先生の御趣旨を体しまして、今後とも弾力的に一貫して予算もふえて計上いたしておられます。

○説明員(川上親人君) はい、どうぞお聞かせください。船舶は入つておりますが、飛行機は入つておらず、今後ソクを広げて、「その他政令で定める」

と、船舶は入つておりますが、飛行機は入つておらない。今後ソクを広げて、「その他政令で定める」

と、船舶は入つておりますが、飛行機は入つておらず、今後ソクを広げて、「その他政令で定める」

考へてはおりませんけれども、しかし、たとえば農薬散布のためにヘリコプターが要るといったような問題があり得るかとも思います。そういった場合には、その段階で政令で指定することも可能でございますので、検討いたしたいと考えております。

○政府委員(沢木正男君) ニューム、チンコムは共産圏諸国に対する輸出についての規制でございまして、この法律のもとにまいりますような経済技術協力に、基づく物資の供与というような場合にことはございませんので、それとは関係がないと申します。

○成瀬幡治君 第一点のほうの答弁に対してのまづお返しですが、ヘリコプターは農薬を散布する等ということで、飛行機はどうするつもりかということが明確じやないんですが、飛行機はどうなんですか。要請があればやろうとするのか、政令ではそれはできますよということを言われようとしておるのか。飛行機ということになれば法律事項としてあげなければならないものなのか、あるいはヘリコプターもあげなければならぬのか、「その他政令で定める財産」のその「財産」の中に入るという解釈をとられるのかどうか。

○政府委員(船後正道君) この法律の対象になります物品は、いずれも開発途上にある外國政府等に対し、経済技術協力を効果的にするという目的のものでございます。したがいまして、対象となる物品も、こういった経済及び技術協力という目的の範囲に限られてくると思います。航空機がどうなるかという点につきまして、法律的には政令で指定し得る可能性はあるわけでございますが、現在のところはそのような問題が具体的に起きておりませんので、ただいまのところ指定するつもりはございません。

○成瀬幡治君 「船舶、建物」ということが法律ではつきり明示されるわけですね。それに對して、飛行機やヘリコプターは、法律改正をせなくとも「政令で定める財産」の中に入ってしまうのだと

いう解釈をとられるのか、そうではなくて、そういうような飛行機といふような問題が出てきたあるいはヘリコプターの問題等が出てきたら、法改正等をしてまたはかられる用意があるのか、いずれなんですか。

○政府委員(船後正道君) 政令でもって指定することができる、かように考えております。

○成瀬幡治君 そうすると、法律のバランス上から、船舶、建物をあげて、なぜ飛行機をあげなかつたのですか。

○政府委員(船後正道君) 船舶、建物につきましては、具体的な要請が過去におきました現在におきましても、そのような具体的な要請が現にあります。したがいまして、そのような問題が生ずれば、将来政令でもって指定する物品の範囲に含めることも考えておる、かようなことを申し上げておるわけでございます。

○成瀬幡治君 船舶と飛行機というのは大体重要で、金額から見ても何か見ても上回るようなものがあるわけですよ。飛行機のほうが高いですよ。それを、片方では事項をあげながら、片方では政令でやれるといったら、何も法律は必要なく、なつちやうんですよ。一本で政令で定めておけばいいじゃないですか。そういう解釈じゃ、ちょっと納得しかねるのだがな。それだったら、法律体系で要らぬですよ。船舶その他等としておけばよし、何かいろいろなことでもできるわけですよ。

○政府委員(船後正道君) 今回の法律改正の趣旨は、従来物品に限られておりましたのが、不動産関係にまでも及ぼすという趣旨のものでございまして、先ほど来申し上げておりますとおり、不動産関係の中でも過去及び現在において具体的に問題になれば、その段階で政令上考慮した

がいい、だから書かない。しかし、将来出てくるかも知れぬと。出されたものについては政令でやる財産の中に入っちゃう、そういう解釈なんですね。財産ということになれば、あらゆるものに入るわけですよ。何も「船舶、建物」なんて書かなくてもいいわけなんです。大体、法律でこういいう定めている事項と、政令で何でもやれるのだという、そういうことでいいものかな。それは、法律だから、あらゆる場合を想定しなければならないことはわかれにもわかりますよ。わかれます。

○政府委員(船後正道君) 要請が現にあります、「船舶、建物」と書いたのは要請が現にあつたのだから書いた、飛行機やヘリコプターは要請がないのだから書かずにおつて、「その他の政令で定める財産」の中に加えちゃう、そういう解釈だというのは、そこまで政令に全部委譲するということは許されることかい。議会政治ということが言えるのかな。こういう委員会制度なんというものは必要なくなってしまうですよ。どうなんだろう、その点。

○政府委員(船後正道君) 法律形式といたしましては、先ほど来申ししておりますような事情で船舶、建物を掲げておけるわけであります。将来の問題といたしましては、この法律の目的が、そもそも開発途上国に対する経済及び技術協力のために必要なものでござりますから、そういう必要なものといたしまして具体的に航空機あるいはヘリコプター等が問題になりますれば――現在は問題になつておりません、その段階で政令でもって指定する物品に含めたい、こういったことは、まあ法律形式といたしましては他にも例がないわけでもございませんでして、一応法律におきまして規定いたしましたのと類似するようなものを政令でさらには、要請があれば、開発途上国の経済技術などを運用でどうするのだということを詰めておきたいと思う、この際。

○政府委員(藤田正明君) この提案申し上げて、法律案では、政令で規定できるわけございません。たびたび船後次長から申し上げますように、

開発途上国に対する経済及び技術協力の範囲内で政令で指定できるわけでございまして、成瀬委員より飛行機についての御質問でございますが、軍艦等におきましては、これはその意味においては全然経済協力あるいは技術協力の範囲外でござりますので、このようなことは問題になりませんが、飛行機の場合は、そのような開発途上国に対する経済及び技術協力の範囲内ということでは、政令でできるという解釈を持つております。

○成瀬幡治君 いま法律上少しもそういうことはおかしくないのだというなら、そういうように定めた法律を一度ここで列举してもらわうか資料として出していただきなりして、あらためて検討したいと思います。ここで出るなら、いまひとつ答弁として承っておきたい。

○政府委員(船後正道君) さしあたり申し上げますと、たとえば沖縄に対するいろいろな援助でございますが、こういった物品譲与の場合に、それぞれ単行法を出してあります。たとえば南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律、こういう単行法を出してあります。

この単行法の中に、読み上げますと、「政府は、当分の間、南大東島及び石垣島において高層気象観測を行なう気象機関に対して、当該気象観測に必要な運輸省令で定める物品を譲与することができる。」というように、物品の範囲を運輸省令にゆだねており、あるいは沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律と

いう法律がございますが、この法律におきましても、そういった郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備を云々といふような具体的な内容は省令にゆだねておるというような法形式がございます。

○成瀬幡治君 ほくは、政令にみな譲りてしまうなら、それならそれでいいと思うんです。ここでは「物品」の下に「船舶、建物」ということわざわざ書いているわけですよ。そうして「その他」となるからおかしいと言つておるわけ

す。それなら、船舶とか建物というのは削つてしまつたらどうですか。

○政府委員(船後正道君) 国有財産法の考え方と

いたしまして、物品という場合は動産に限られる経済及び技術協力の範囲内においては、政令でできるという解釈を持つております。この法律の対象ではない。今回それを物品の範囲をこえて、船舶、建物等の国有財産につきましてもこの法律の対象としてお願いをいたしたいというのが改正の趣旨でございます。代表的なものといたしまして、船舶、建物を掲げたという次第でございます。

○成瀬幡治君 そうすると、動産は物品という形であげる、不動産は船舶とか建物とかいう名称をあげるなら、飛行機は政令の中に入ってしまう。

○政府委員(船後正道君) 先ほどちょっと簡単に申し上げたのですが、現在国有財産法の国有財産の分類といましましては、船舶は不動産ではございません。したがいまして、從来物品で限られておりましたものを、今回範囲を拡大するにつきまして、不動産の代表といましまして建物を掲げる、それから不動産以外の物品でない国有財産の代表といたしまして船舶を掲げるというような法形式を踏んだわけでございます。

○成瀬幡治君 ほくは、この法律に例があると申しますが、法律形態でいままでどこに例がありますか。

○政府委員(船後正道君) そうすると、動産の代表は建物と、そういう何か慣例がありますか。法律形態でいままでどこに例がありますか。

○成瀬幡治君 ほくは、この法律に例があるかといふところ思い出せませんけれども、国有財産法の第二条におきまして国有財産の定義を掲げておりますが、「不動産」、「船舶、建物」というふうな交渉その他もございましょうが、そういった現実的な段階に応じて考えてまいりたい、こういう法形式を考えまして、法律では「物品、船舶、建物」という規定のしかたをいたしたわけでござります。

○成瀬幡治君 そうすると、具体的に飛行機の話が出てきた場合には、もう法律改正などはせず、「その他政令で定める財産」でこれからは動産も不動産もこの法律案一本であと何もかもみなやれるんだという解釈をとり、運用をしていく

ら第三番目のグループといったしまして「前二号に掲げる不動産及び動産の從物」、それから四番以後は大体無形財産権でございます。そのような分類を掲げてございますので、今回、この法律の対象をいたしまして、從来物品のみでございました

のを、国有財産にまで範囲を広げるということから、「一号の不動産、二号の船舶と、三号は從物と」ということになるわけでございます。從物につきましては、これを政令でもって指定してあるというふうに考えております。

○成瀬幡治君 そうすると、何条か知りませんけれども、そこにあげてあるその代表で、物品の下にはこれからも必ず動産の代表としては船舶を掲げなければいけないし、不動産の代表では建物を書くんだと、その他は政令で定める財産だと、こういう形式をとるんだと、こういうことなんですか。それが慣例なんだと、そういうことをあなた言い切つていいんですか。

○政府委員(船後正道君) 決して慣例ではございません。不動産の代表として建物を掲げるということは慣例であるということは私は申し上げております。ただ、この法律の対象となる不動産関係といましましては、土地はもちろん考えておりません。したがいまして、建物を掲げた。それから船舶、浮きドック、航空機等のグループにつきましては、さしあたり問題になつておる、過去にも問題となり現在も問題となつております船舶を掲げた。航空機等につきましては、まあ今後の具体的な交渉その他もございましょうが、そういった現実的な段階に応じて考えてまいりたい、こういう法形式を考えまして、法律では「物品、船舶、建物」という規定のしかたをいたしたわけでござります。

○成瀬幡治君 なるほどこの「等」という字が入ったわけか。それで不動産が入っちゃう。形が悪くないかな。

○政府委員(船後正道君) まあ法律の名称といつしまして物品及び国有財産というような書き方もあるらうかと思ひますけれども、現在この法律による譲りなり減額譲渡の主体は何と申しましても物品でござりますので、主となる「物品」を柱に立てるまして「等」ということにいたした次第でございます。

○成瀬幡治君 それじゃ、このことはちょっとたま上げしておいて、たとえフリーピンで日本が援助した。そしたら、それが汚職になるいや、そ

○政府委員(船後正道君) 先ほど来申し上げておりますおり、開発途上国に対する経済及び技術協力のため必要という範囲内においては、政令がすることありますから、開発途上国のために協力のため必要という範囲内で定めてまいりたいと考えております。

○成瀬幡治君 まあ必要という判断は、これは政

うじやないんだよと騒ぎ立てられたことを新聞紙上で見ておりますが、その真相は私は知りません。

しかし、あるいは賠償にからんでとかくのうわさがあり、決算委員会等で問題になつたことも私は承知しております。それからまた、貸した金が返つてこなくてこげついたらそれをどうするかというような問題もある。こういういろいろなことをやつていかがわしい問題が出てくるときに、飛行機というような大きな問題が出たときには当然法律改正等が行なわれてやられるのが常道であつて、むしろこういう政令で何もかもみな一括してやるんだということ自体が、また、黒い影と申しますか、黒い霧と申しますか、そういうような形になつてしまふんじやないかということを非常に心配するわけなんですよ。

だから、もう一べん重ねてお尋ねしますが、ほんとうに航空機が議題になつたときには、あくまでも解釈として成り立つんだから、もう政令でやつてしまふんだと、こういうふうにこの場で言ひられますか。これはまあ大臣が来てからにますといふことになるかと思ひますが、まず一度事務当局の考え方をはつきりしておきたいと思います。

○政府委員(船後正道君) 先ほど来申し上げておりますとおり、法律の解釈といたしましては、今後具体的に航空機が問題になる、これが援助の対象として妥当であるということになりますれば、その他政令で指定するものとして航空機も含め得るわけでござります。まあそいつた場合には当然国の予算が伴うわけでござりますので、その段階でまた予算審議をお願いしなければならないかようと考えております。

○成瀬幡治君 予算審議をお願いしなければならぬということは、どうしたことなんですか、具体的には。

○政府委員(船後正道君) 当然国費の支出になるわけでございますから、予算上、航空機の譲与あるいは減額譲渡といったような措置をとるということは、当然国会の御審議を経なければならな

い、かように考えております。

○成瀬幡治君 これは一括して出てくるというのが常識じゃないですか。現に、プロジェクトなどを書いておるわけなんでしょう。どこどこへたとえば航空機何台なんということをあげてありますか。それはそういう場合もあるだらうけれども、

言えないと。だから、予算関係で言うなら一括して書いておるわけなんでしょう。どこどこへたとえば航空機何台なんということをあげてありますか。飛行機だけは必ずあけますか、相手国を。方としては、個々のアイテムごとに国会の議決をとるというものではございません。さようしてございましたように、これは外交上の微妙な問題でござりますので、具体的にはむずかしいこともありますと存じますけれども、これから航空機を供与の対象とするといったような時点におきましては、その時点で判断いたしたいと、かのように考えております。

○成瀬幡治君 あなた、いま、予算審議でやらなきやならぬだらうと言ふけれども、いま聞いておると、予算審議じゃやれそうもない。どういうことなんですか。どっちがほんとうなんですか。○政府委員(船後正道君) もちろん、予算は、先生御承知のとおり、個々のアイテムまで予算書に掲げるわけではございません。しかし、説明いたしますして、どういう内容の経費であるかといふことを御説明申し上げておるわけでござりますが、そ

の段階で御説明するといふようなことにならうかと思います。

○成瀬幡治君 いや、そうじゃなくて、プロジェクトを与えるときにも、かけ引きその他があるから、相手国も言えないし何も言えないんだと、それが頗るからそうしてくれと外務省から答弁があるんですよ。あなたたちは承知しておるかもしれないといふことは、そういうことは、私たちも、ない。この場では、そういうことは、私たちも、

外交上の問題であり、かけ引き等の問題もある、

だからそれはそうでしようと言つておるわけなんですよ。だけれども、飛行機だけは必ず出すといふ約束をしますか、あなた。予算審議をすると、

こう言ふなら。○政府委員(船後正道君) それは将来の問題でござりますので、まあ何とも申されませんけれども、これは時期的な問題ではなかろうかと思います。外務省といたしましてもどこまでも発表ができないものだといふうにはわれわれ考えてはおりません。十分相手側と話がついたという段階で予算に載る場合もございましょうし、あるいは、交渉が途中であるといったような場合もあるところかと思います。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。○成瀬幡治君 それじゃ、この問題については、後刻、大臣もお見えになりますから、いろいろな点についてまたお尋ねをすることにいたしますて、私は、形の上から言つても、それから重要な度合いから言いましても、もう少しこういう点については慎重に今後も扱われるよう事務当局もやつていただきたい、このよう思っています。

○成瀬幡治君 あなた、いま、予算審議でやらなきやならぬだらうと言ふけれども、いま聞いておると、予算審議じゃやれそうもない。どういうことなんですか。どっちがほんとうなんですか。○政府委員(船後正道君) もちろん、予算は、先生御承知のとおり、個々のアイテムまで予算書に掲げるわけではございません。しかし、説明といふことを御説明申し上げておるわけでござりますが、そ

の段階で御説明するといふようなことにならうかと思います。

○成瀬幡治君 いや、そうじゃなくて、プロジェクトを与えるときにも、かけ引きその他があるから、相手国も言えないし何も言えないんだと、それが頗るからそうしてくれと外務省から答弁があるんですよ。あなたたちは承知しておるかもしれないといふことは、そういうことは、私たちも、ない。この場では、そういうことは、私たちも、

外交上の問題であり、かけ引き等の問題もある、

期日までに債権が返済されなくて、それを繰り延べ、もしくは再信用をえた例はございます。

○成瀬幡治君 総トータルどのくらいありますか。○政府委員(沢木正男君) そういうことのために出しました再整理信用の統計は、一九六八年度で千二百五十万ドル、それから御参考までに、六年は四千万ドル、六六年が五千五百十万美元、六五年が六千万ドル。それで五九年から六八年までの累計が一億七十七万ドルでございます。

○成瀬幡治君 これは、一つ一つやつておれば、どちらも時間がかかり、また、問題も複雑でありますので、ケース・バイ・ケースの問題であろうかと思います。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。○成瀬幡治君 それじゃ、この問題については、後刻、大臣もお見えになりますから、いろいろな点についてまたお尋ねをすることにいたしますて、私は、形の上から言つても、それから重要な度合いから言いましても、もう少しこういう点については慎重に今後も扱われるよう事務当局もやつていただきたい、このよう思っています。

○成瀬幡治君 あなた、いま、予算審議でやらなきやならぬだらうと言ふけれども、いま聞いておると、予算審議じゃやれそうもない。どういうことなんですか。どっちがほんとうなんですか。○政府委員(船後正道君) もちろん、予算は、先

生御承知のとおり、個々のアイテムまで予算書に掲げるわけではございません。しかし、説明といふことを御説明申し上げておるわけでござりますが、そ

の段階で御説明するといふようなことにならうかと思います。

○成瀬幡治君 いや、そうじゃなくて、プロジェクトを与えるときにも、かけ引きその他があるから、相手国も言えないし何も言えないんだと、それが頗るからそうしてくれと外務省から答弁があるんですよ。あなたたちは承知しておるかもしれないといふことは、そういうことは、私たちも、ない。この場では、そういうことは、私たちも、

しまして、世界銀行のスケジュールに従つて繰り延べを実施いたしておるという状況でございま

す。

それからアラブ連合、ペルー、ガーナにつきましては、向こう側が債務が支払えないということをもちまして、債権国全部が協議しまして、国際會議において一定の比率がきめられまして、その比率に従つて、日本が持っております延べ払い債権の再繰り延べをしたわけでございます。

それからブラジル、アルゼンチンにつきましても、およそ同様な国際會議におきまして繰り延べ率がきめられましてやつております。

それからインドネシアにつきましては、御承知のドイツの元連銀総裁アーブス博士が繰り延べ案を提出しまして、それをいま国際會議で審議しておるという状況でございます。

○木村福八郎君 それは、対民間との関係では、輸出保険の対象になるんですか、みんな。

○政府委員(沢木正男君) 通常の場合、相手国が債務が支払えないという状態になりますと、一国だけがその債務の繰り延べをいたしました、ほかの債権国が向こうの国からどんどん取り立ておるということでは、その国が債務を繰り延べました効果がなくなりますので、そういう通知が参りますと、おもなる債権国が集まつて国際會議を開きまして、繰り延べの率を大体きめるのが慣例きまして、それがスケジュールに従つて繰り延べが行なわれる場合には、保険金の支払いが停止になります。

○木村福八郎君 その場合に、前にインドネシアの例がありましたが、リファイナンスの協定がありまして、それで輸出保険特別会計ですかに対し入れまして、結局、回り回つてそれが焦げつき債権のしりぬぐいを国民の税金でやるというような

形になるのではないですか。前のインドネシアの関係はどうなっていますか。いまのお話ですと、インドネシアだけでなく、そのほかに各國あります。みんな輸出保険の対象になるというの

であります。

それからもう一つ聞きますが、輸出保険の対象になるといながら、輸出保険特別会計によりますと、あいのは保険料によって独立採算になります。たがいまして、保険金の支払いはございません。それからリスクスケジュール

の場合は、政府からあらためて債務支払いのための借款を出さないで、個々の契約の支払い期限を繰り延べるというかたちをとるわけです。したがいまして、保険金とリファイナンスがダブつてなくて、一般会計から繰り入れるんですよ。そうすると、税金でしりぬぐいをするということになつておる。

○説明員(黒部義君) 輸出保険の直接の担当者はございませんが、ただいまの木村先生の御指摘の点は、現在、リスクスケジュール、リファイナンスの話ができるまでは輸出保険の保険金を支払います。協定ができ上がりますと、保険金の支払いは停止になるわけでございます。ただし、一たん支払われました保険金も、輸出業者が最終的に回収いたしますれば、これを返還されることになります。したがいまして、一般会計から輸出保険特別会計に国税が注ぎ込まれる形にはなりませんけれども、長期的に見ますれば、それは回収になるという形になります。

○木村福八郎君 その相手国にリファイナンス協定ができるばということでしょう。協定できると政府は貸してやるわけですよ。日本政府が貸してやつて焦げつき債権を払わして、業者がそれをまた保険に返すというかたちになる。だから、日本政府がわれわれの税金で相手国に金を貸してやつて焦げつき債権を支払わせる、そういう形になるわけですね。もちろん、だから、債権は回収されるわけですよ。回収されるのだけれども、

○木村福八郎君 その回収する資金は協定によつて日本政府が貸すということになる、リファイナンスで。それは国とリスクスケジュールの場合とは違いまして、リファ

イナンスをいたしました場合は、向こう側が債務の返済は期日どおりに個々の契約に対してもしてくるわけでございます。したがいまして、保険金の支払いはございません。それからリスクスケジュールの場合は、政府からあらためて債務支払いのための借款を出さないで、個々の契約の支払い期限を繰り延べるというかたちをとるわけです。したがいまして、保険金とリファイナンスがダブつて行なわれる事例は現在まではございません。

○木村福八郎君 それでは、先ほど成瀬委員に答弁されましたケースがございましたね、それを資料にしてちょっと出してもらえませんか。

それから前にばくが資料として要求しておいたのですが、この海外経済協力については政府ベスと民間ベースがあるわけですが、それが実態はどうなっているのか。政府ベースのほうは、海外経済協力費として一応全体の予算是ここに資料として出ている。だけれども、民間ベースのほうはわからぬ。民間ベースにいろいろ問題があるわけなんですから、そこで、民間ベースがどうなっているのか、これも資料として聞きたいわけなんです。

○木村福八郎君 その相手国にリファイナンス協定ができるばということでしょう。協定できると政府は貸してやるわけですよ。日本政府が貸してやつて焦げつき債権を払わして、業者がそれをまた保険に返すというかたちになる。だから、日本政府がわれわれの税金で相手国に金を貸してやつて焦げつき債権を支払わせる、そういう形になるわけですね。それでうまい米をつくる。ところが、それが、もしかすると日本にその米が入つてくる可能性もある。インドネシアが日本に輸出する品物がない場合、インドネシアの米をこっちに持つてくる。そうすると、国内では、米が余つておつて休耕とか廃田をやつておるのに、海外に出ていく、そして米をつくつて日本に入つてくる可能性もある。それが見返り物資として。これは三菱商事。それから紅とか伊藤忠が四十五年度熱帶農業研究センターで日本人に向く外米をつくつて、そういうことを見ますと、ただ低開発国に援助すればいいというだけじゃなくて、もっと全体の日

本の政策との関連においてそういうものを考えなければならぬのじやないかと思うんですね。それからこれだけじゃなくて、織維だってそうでしょ。いまアメリカに対しても括弧的な自主規制、日本が反対しておるでしょう。ところが、日本の資本がどんどん低開発国に進出して、いま重大な問題になつていて。向こうの低賃金を使って、安い織維品を日本にどんどん入れてきてるんであります。それを日本がチェックできるかどうかということが、それと日本がチエックできるかどうかといふん出ていいっているそうです。アメリカに對しては括弧規制を反対しておるのだが、日本についてはできない。そういう総合的な立場で考え方ないと、ただ低開発国に援助すればいいということじゃないのですけれども、民間ベースのほうは、韓国、台湾、インドネシアなんか相当行ってるというと、海外経済協力といふことももつて思ふんです。そういう意味で、民間ベースの実態を一応資料としていただきたいんです。これ

は韓国、台湾、インドネシアなんかも相当行ってるわけですよ。資本輸出がね。だから、そういう実態を一応資料としていただきたいんですよ。ずいぶん出ていいっているそうです、インドネシアとか。われわれは部分的にしか知らないのですけれども、丸紅とか伊藤忠の問題は、農林省の熱帶農業研究センターに四十五年度に三千万円の予算がついたんだそうです。ちょうどいい機会ですかから、政府ベースのほうは大体この資料でわかるのですが、民間ベースのほうをひとつ資料として出していただきたい。

○政府委員(沢木正男君) ただいま先生が御質疑の中でおつしやいました三菱商事その他のインドネシアの米のケースでございますが、これはインドネシア自身がビマス計画という米の増産計画をジャワ島で持っておりまして、農民に対して金融をつけて、肥料、農薬その他を配付する、そしてそのできました米を一部インドネシア政府が買い取りまして、その米を売った値段でそういう農業とかあれを供給した業者に対してもお金を返済

する、こういう計画でございまして、三菱

設方面、あるいは機械の据えつけ、製作といふうにつながつてくるわけでございます。歴史の浅い日本のコンサルタントを何とか強化したい、こういうふうに考えまして、いま補助金制度を採用しているわけでございます。

先生御指摘の、せっかくつけておりながら、どうも使い方が不自由なのではないかという御指摘でござりますので、たとえば現在は精算払い——その前に、予備調査費の趣旨は、なるべく経験の少ない企業を海外に出かけさせて、プロジェクトの発掘と申しますか、新しい仕事を相手国政府あるいは相手国の企業に認識せしめて、こういうプロジェクトをやつてはどうかという誘いをかけてくるわけでございます。まあ十回行ってだんだんそれがものになるからぬかというようなんやいでござりますので、いわばほんとうの投資になるわけでございます。したがいまして、そういう点では、出かけたからといってすぐ仕事になるというわけではなくて、幾つかのリストと、あるいは相手国との話し合いができる上がらなければ成功しないことなわけでございます。この予備調査費にだけ旅費、滞在費等を補助するたまえになつております。現在、問題は、精算払いしか認めておりませんが、これを概算払いにすることが可能であろうかどうか。概算払いにすれば、コンサルティング企業いたしましては非常な便益があるわけでござりますが、これにつきましてはまた事務的ないわゆる会計検査院のほうの御観点からの種々問題点もござりますので、この点を説明した上で概算払いもできるようにいたしたい、かようになっております。

なお、予算でござりますので、旅費単価がかなりきびしくなつております。補助率は、形式上は二分の一ですが、実質は四分の一を下回るかと思ひます。大体は補助単価の点が問題になつておるかと思いますので、この点は大蔵主計局とも十分打ち合わせて改正をいたしてまいりたい、かようになります。

○説明員（黒部謙君）　コンサルティング企業協会对する補助金の予備調査の部分については、ういう考え方を適用すべきかどうか、や疑問があるうかと思いますけれども、一般的にいって、相手国の政府の要請によりまして日本の技術協力の形態といたしまして日本の専門家を派遣して調査してあげるという場合がございます。現は主として海外技術協力事業団を通じてさようして技術協力を行なうわけでございますが、その場合には、たとえば大学教授を集め、あるいはコンサルタントに依頼するというような方法によつて専門家を派遣するわけでございますが、現行制度では、先生御指摘のように、確かに、何といいますか、その知識経験については何ら報酬が支払われてないことは事実でございます。いままでには、ともかく旅費、滞在費を支給するから調査してもらいたいということできたわけでございますが、だんだんソフトウェアと申しますか、ノーハウと申しますか、あるいは当該専門家の知識経験を買うというような時代になつてしまりますと、今までのシステムではいい専門家を派遣することは困難になるのはなかろうかとうふうに感じておりますし、この点は関係方面にどうぞその辺の認識をお願いしている段階でございます。

に考えております。

○成瀬幡治君 一日三十ドルというものは、それは日当——滞在費の中とは別に日当三十ドルいわゆる知的報酬と見て差しつかえございませんか。

○政府委員(沢木正男君) そのとおりでござります。別個でございます。特別技術報酬といふことで、その人の技術サービスに対してもそれだけの分を通常の滞在費、旅費その他の費用にプラスして支弁される費用でございます。

○成瀬幡治君 それは、大学教授とか専門家、どういう人が大体対象になりますか、知的報酬は。

○政府委員(沢木正男君) これは、まだ予算が国会を通過いたしませんと実施いたしませんので、どうしたことになりますかまだわかりません。それから具体的に出る専門家のレベルというものを勘案しまして、何ぶん三百四、五十名派遣する中で十人四ヵ月分でございますから、そのうちのだれにそれを持つていいかということは、まあ今後の派遣専門家の人選ともからみますけれども、内容的に技術度の高い方にこれを支出するということを考えております。

○成瀬幡治君 あと、大蔵大臣にいろいろな意味で私はお尋ねを実はしてみたいと思っております。簡単に言うと、こういうことなんですよ。たとえば清水谷宿舎に私たちの間入った。そうすると、郵便ボストの受け入れがどうなるかといふと、新聞が絶対に入りませんよ。無理に突っ込むと新聞が破れてしまう。ましてや、中からは絶対に取れない。外へ回って取らなければならぬ。その設計はどこがやつておるかといふと、建設省でやつた。もし民間でやつたら、だれも受け取らないと思うんですよ。そういう技術者を建設省はかかるおやめになつたけれども、藤田組にもつぱな技術者がいる。鹿島にもいるでしょう。ほうぼうにおいておるわけです。あるいは農林省、あるいは電電、各省におるわけです。それから、藤田さんはレベルアップするには、コンサルティングとい

うものをしつかりしてやればいい。建設省は民間技術者はよいと認めていませんよ。農林省も技術者を認めませんよ。しかし、堤防をつくつていただいても、建設省堤防と農林省堤防とが食い違つてゐる。砂防をやつたら、建設省の砂防と農林省の砂防とは食い違つてゐる。いろんな問題がある。迷惑しておるのは国民だけだ。だから、思い切つて政府がうんと合理化をすべきだと思うんです。政府が合理化すべきだ。繩張りは迷惑なんですか。ですから、そういう意味で、建設省はこういううコンサルティングに対してどういう立場に立つて見ているか、これは予算を出す主計局に一べん聞きたいと思う。いま言つたような知的報酬を、日本の学者は頭が悪いから一日三十ドルだと、これは世界に通用せぬ相場だと思うんだが、そのくらいの安いものだというふうに主計局は見てゐるのか、これは不満足だけれどもちょっと出したのだわいと見ているのか、そこら辺のところはどうなんですか、一体。

○政府委員(沢木正男君) 現在、御審議いただいたるような法律改正が成立いたしましたと仮定いたします。ならば、その法律のもとにおいて物品が供与されたであろうと思われるような国は非常にたくさんございまして、ペキスタン、タイ、セイロン、イラン、アフガニスタン、インド、ブラジル、ガーナ、ケニア等、いろんな国に約三十一現在までに技術協力センターを設立いたしております。そういうものが全部この法律によつてカバーされるわけであります。そこにも農業協力あるいは漁業協力といつしまして、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ラオス等にいろんな物資、用具等を与えております。それもこの法律の適用のもとに入りますし、それから医療協力では、アフガニスタンの国立病院、ビルマのウイルス研究センター、あるいはセイロン、インドネシアその他他の家族計画とか寄生虫対策その他いろいろな物資、器材を供与いたしております。そういうものが全部入りますので、全品目、全国名をあげるということは困難でございます。

か建物を譲与を受ける国はどういう国なんですか。
○政府委員(沢木正男君)これは、先般この委員会でも御質問がございましたわけでございますが、現在はっきりした供与の相手国をわれわれ考えてゐるわけでございますが、相手国との交渉がまだからんでおりますので、この場で國名を申し上げることは御容赦を願いたいと存じます。東南アジアの国でございます。
○上林繁次郎君 それで、船舶についてちょっとお尋ねしてみたいんですけれども、これはあくまでもうわざなんですが、カンボジアにフェリポートを供与する、こういうことが内定しているということを聞くんですけども、これは交換公文が出来ていいんですか。
○政府委員(沢木正男君) カンボジアに対するフェリポートの供与ということを考えた段階もございますが、現在御承知のような現地の情勢でございますので、政府として、まだ国会においてこの予算が承認されたわけでもございませんし、まだ検討中でございます。したがつて、交換公文その他をかわしたことなどございません。
○上林繁次郎君 そうすると、これはいつごろになるかわからないということですね。
○政府委員(沢木正男君) 現在現地の情勢を見守つておる段階でございまして、その状況の発展によりましていろいろ検討を加えたいというふうに思っております。
○上林繁次郎君 「国際連合とその専門機関以外の一定の国際機関を追加する」、こういうふうにあるんですねけれども、この一定の国際機関ということはどういう機関なのか、あるいは、その譲与する物品はどのようなものが予定されているのか。AMEOというものがございます。それからアジアえておりますものは、たとえばアジア開発銀行、あるいは東南アジア文部大臣機構というのでSEA太平洋地域文化社会センター、アジア・太平洋

○上林繁次郎君 一九六九年の実績——これは一九六八年までしかその実績が出ておりませんね。一九六九年の譲与実績ですが、これはまだ全部まとまつてはいないかもしませんけれども、どのくらいになるのか、その点についてひとつ……。

○政府委員(沢木正男君) 六九年の実績につきまして集計したものが手元にまだ統計ができ上がっておりませんが、例示で申し上げれば、カンボジアのトウモロコシ開発援助、それからインドネシア西部ジャワの食糧増産計画に対する農機具の供与、それから中華民国職業訓練センターに対する製図機械、溶接機械等の供与、それから医療協力といったしましては、アフガニスタンの国立病院に対する整形外科用具、リハビリテーション用具、それからビルマのウイルスセンターに対する電子顕微鏡その他、それから農業協力ではマレーシアの村落開発公團に対する木工用機械の供与といったような種々雑多なものがござります。

○上林繁次郎君 海外援助については、国連貿易開発会議できまっているのですね。これはG.N.P.額が、ダック(D.A.C.)の統計では十億四千九百万ドルで、これはG.N.P.の〇・七四%で、一%に達しております。

○上林繁次郎君 それは一%に達する努力をしていかなければならぬと思うのですけれども、どうなんですか、その点。

○政府委員(沢木正男君) A.S.P.A.C.の一%決議に対しましては、日本もこれに賛成いたしておりますので、できるだけ早い段階で一%の目標に到達すべく努力するというのが現在の政府の態度でございます。

○上林繁次郎君 それに到達をしていない何か理由、原因があるんですか。

○政府委員(沢木正男君) これは、海外協力に支出し得る予算、結局は予算の問題になるわけでございます。

○上林繁次郎君 そういうふうに努力をしていく方向に努力していくということですけれども、いつごろまで大体その線に達しますか。

○政府委員(奥村輝之君) ちょっと大蔵省のほうから御説明を申し上げたいと思いますが、先ほど現状については外務省のほうからお話をあったとおりでございます。現在の援助の状況というものは、G.N.P.がかなり急速なテンポで伸びております。したがって、G.N.P.の中で占めますペーセンテージ、これがかりに〇・七六%ありますけれども、絶対額あるいは前年度との伸びにおいてはかなりな増加を示しておるわけでございます。今後ともこれについては努力していくべきでありますけれども、現在のこの増加額は、日本として過少に過ぎる、あるいは非常に少な過ぎるというようなことはないと私も思つておるわけでございます。この援助の問題は御指摘が各方面にあるのでござりますが、国内における後進地域との比較検討、これがかりに〇・七六%ありますけれども、絶対額あるいは前年度との伸びにおいてはかなりな増加を示しておるわけでございます。今後ともこれについては努力していくべきであります。

○政府委員(奥村輝之君) そういうふうに努力をしていくことを希望するわけですが、まず、G.N.P.がかなり急速なテンポで伸びております。したがって、G.N.P.の中でも、絶対額あるいは前年度との伸びにおいてはかなりな増加を示しておるわけでございます。今後ともこれについては努力していくべきでありますけれども、現在のこの増加額は、日本として過少に過ぎる、あるいは非常に少な過ぎるというようなことはないと私も思つておるわけでございます。この援助の問題は御指摘が各方面にあるのでござりますが、国内における後進地域との比較検討、これがかりに〇・七六%ありますけれども、絶対額あるいは前年度との伸びにおいてはかなりな増加を示しておるわけでございます。今後ともこれについては努力していくべきであります。

測することはむずかしいということをニクソンの依頼を受けました学者も言っておるわけであります。そういう状態をひとつ御了承願いたいと思ひます。

○上林繁次郎君 援助国的事情でございますけれども、フィリピンでは、政府ベース、民間ベースはどのようになっておりますか、ドルで換算しますと、どのようになりますか。

○政府委員(奥村輝之君) フィリピンに対しては、政府ベースの援助と民間ベースの協力と両方あるわけでございますが、まず、賠償——これを援助に入れてもいいのかどうか問題もございますけれども、賠償は、これは昭和三十一年の七月に日比賠償協定がございまして、総額五億五千万ドル相当の日本の生産物と役務を二十年間にわたって供与するということになつております。いま、四十五年三月末現在でございますけれども、その供与の総額は三億五千四百八十万ドルでございます。

○上林繁次郎君 次に、円借款でございますけれども、これは昨年の二月に調印をいたしました交換公文によりまして、フィリピンの南北を縫合いたしまして幹線道路、これの建設とか改修のために供与することになりましたが、一方では、援助はやはり日本の繁栄、あるいは世界の繁栄のために必要であるというところはわかりながらも、國內における支出との相関関係、これについて国民のコンセンサスというものが得られるように私どもは一方において努力いたしましたが、また、そのような状態が進んでまいりませんと財源の分配においていろいろ問題があるので、現在ではこういう段階で推移しているわけでございまして、こ

れは私どもとして十分努力をいたしました、こういう状態に推移していくことに今後も十分努力はいたしますけれども、一%という目標は、これは何年に達成するかということは、なかなか確約はいたしがたい。最近出ましたビーチソンの報告というのがあるのであります。これを見ましても、今後五年、十年間の必要な援助の資金量を予

測することはむずかしいということをニクソンの依頼を受けました学者も言っておるわけであります。そういう状態をひとつ御了承願いたいと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) 速記を起こして、午後二時再開することとしたしまして、休憩いたします。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて、〔速記中止〕午後一時一分休憩

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開いておきます。

○委員長(栗原祐幸君) 休憩前に引き続き質疑を行ないます。

○木村禧八郎君 大蔵大臣が来るまで外為会計について質問いたしますが、その前に、要求しておいた資料について、その一つは、日本の对外資産負債のバランスですね、これの資料を要求しておいた。それからもう一つは、外貨保有高ですね。これは単に政府日銀だけではなくて、日本の為替銀行その他商社の持つている外貨を含めて、いわゆる外貨保有高の内容ですね。この二つの資料を要求しておいたのですけれども、資料がまだ出てきませんが、どうなんですか。

○政府委員(奥村輝之君) 私どものほうの聞き間違いでございましたが、質問を終えてから資料を出すようにというお話を伺つております。

○木村禧八郎君 質問を終えてからというのは、どういうわけですか。

○政府委員(奥村輝之君) 聞き間違いでございま

ないかとおそれておる次第でございます。

○木村禧八郎君 これは問題ですよ。従来出して

昭四十一年に出していますよ。ですから、昭四十一年に出しているのがどういうふうに変化しているか。たいへん大きな変化ですよ。たとえば国際取扱も非常に大きな黒字になっております。それで、对外資産負債のバランスが差し引き純資産はどうなっているか、こういうことをわれわれは知った上で質問したいと思うんです。それが何

か出せないと。

○政府委員(奥村輝之君) 外貨保有のほうも出せないのですが、資料は。

○政府委員(奥村輝之君) 外貨保有のほうは、今まで出しております様式に従つて、あるいはそこからつけ加えることの御要求がある項目について、私ども、どの程度御要望に応ぜられますか、勉強いたしまして出さしていただきたいと思っております。

○木村禧八郎君 勉強して出さしていただきたい

といふようなことでなくして、このI.M.F.の法案を審議するにあたりまして、今度外為会計の大きな変更があるんでしよう。そこで外為会計の中に運用収入というのがありますね。この中で外貨保有と密接な関係があるのがどういう形で保有されているか。たとえば、定期預金とか、あるいは普通預金とか、アメリカの大蔵省証券、あるいは金という形とか、いろいろの保有の形があるわけです。そういう実態を知らないではわれわれは質問できないわけでしょう。ですから、对外債権債務バランスと外貨保有の二つの資料を出したなさい、それをもとにこれから質問いたします

したならば、ひらく御容赦をお願いいたします。

○政府委員(奥村輝之君) 次に、その資料が出来るか出せないかという問題でございますが、対外資産負債バランスについて、私ども御説明ができます限りは御説明をいたしたいと思いますけれども、ただいま私どもとしてはこれをいろいろと外に出すことが誤解を生ずるおそれもあると考えておりますので、あるいは御期待のような完べきな資料は出せないのでございました。

程度答えられますか、答えられます限りお答えを申し上げたいと思います。お許しをいただきたいと思います。

○木村禧八郎君 それでは、いま述べたもう一つの資料を出してください。一応外貨保有のほうを

まず説明してください。

○政府委員(奥村輝之君) 三月末現在の外貨準備額は三十八億六千八百万ドルでございます。その中で、金が四億六千九百万ドル、外貨は二十七億七千三百万ドル、ゴールドトランシューは四億九千四百万ドル、SDRは一億三千二百万ドル、以上でございます。

○木村禧八郎君 これは政府日銀の保有ですね。

民間の為替銀行及び商社は大体どのくらいですか。

○政府委員(奥村輝之君) 為替銀行は、預金とか貸し付け金などの形で対外資産を保有しているのでございますが、その残高は一月末現在で四十八億三百五十ドルでございます。

○木村禧八郎君 これは銀行と商社両方ですね。

○政府委員(奥村輝之君) 次に、商社、メーカーを申し上げたいと思いますが、商社及びメーカー

は、保有外貨制度がございまして、それによつて外貨保有を認められていて、その残高は一月末現

在で七千三百万ドルでございます。なお、本年の二月になりましてこのワクを増加いたしまして、政府といたしましては約一億ドル増加するという増ワクを認めまして、かりにこれを合計いたしま

すと一億七千三百万ドルとなるわけでございますが、目下買い入れをしている最中のところもあるわけでございまして、この合計額が必ずしも現実の数字とは合わないのでございますが、一応この

程度のものであるというふうに御了解をいただきたいと思います。

○木村禧八郎君 そうしますと、為替銀行が四十八億三百万ドル、それから商社、メーカーが一億ドル政府がワクを広げて一億七千三百万ドル、それにさつきの三十八億六千八百万ドルを加えたものが大体外貨保有と見ていいわけですか。

○政府委員(奥村輝之君) いまいろいろと申し上げましたのは、どちらかといえば短期的な資産であると言つてください。

○木村禧八郎君 それでは、いまだ述べたもう一つ

の資料を出してください。一応外貨保有のほうを

まず説明してください。

○政府委員(奥村輝之君) 三月末現在の外貨準備額は三十八億六千八百万ドルでございます。その中で、金が四億六千九百万ドル、外貨は二十七億七千三百万ドル、ゴールドトランシューは四億九千四百万ドル、SDRは一億三千二百万ドル、以上でございます。

○政府委員(奥村輝之君) 四十五年度につきましては、政府見通しとして、十億七千万ドル総合収支の黒字を見ているわけであります。その中で、どれだけが外貨準備の増加に回るのか。あるいは成にあたつての一応の金額でございますが、約六億五千万ドルの保有外貨がある。ただし、この中でSDRが約一億三千万ドル割り当てになる予定でございます。これは来年の一月一日に割り当

てになる予定でございますので、それを除きます

と五億三千万ドル、これを外為資金特別会計の予算編成にあたつての一応の保有外貨の増加額といふふうに考えておる次第でございます。

○木村禧八郎君 それからさつきの為替銀行の外

債としては、直接投資、外貨、借款、その借款のうち、世銀が幾ら、余剰農産物が幾ら、その他が幾ら、それから証券投資、輸入延べ払い、ガリオアニア、これだけが長期負債であります。それ

が、昭和四十一年十二月末では、長期資産が三十

二億五百万ドル、長期負債が三十六億一千三百五

ドルとなつております。それから短期のほうも内

容を言いますと、短期資産としては、為替銀行の資産、うち輸出ユーナンス等、その他となつてお

りまして、その他民間資産、外貨準備と、こうなつております。四十一年十二月末では、短期資

産は四十七億七千六百万ドルで、為替銀行の資産

がそのうち二十六億六千五百萬ドル、そのうち輸出ユーナンス等が十八億九千六百万ドル、その他が

七億六千五百万ドル、為替銀行の資産以外のその他の民間資産として四千百万ドル、外貨準備が二

十億七千四百万ドル、外貨準備のうち、金が三億二千八百万ドル、IMFゴールドトランシューが二

億七千六百万ドル、その他が十四億七千五百万

ドル、為替銀行の負債が三十億六百万ドル、うち輸入ユーナンス等が十

八億六百万ドル、うち自由円が三億二千九百万

ドル、うちユーロドラー等が十億四千四百万ドル、その他民間負債が五億一千九百万ドルで、負債合計

が七十六億八千二百万ドル、差し引き純資産が二

億九千九百万ドル、こういうバランスになつてい

るんです。これが四十一年十一月末です。それから相当変化していると思うんです。だから、国会で

われわれ予算を審議する場合、特に外為会計を審議する場合、そういうデータを知つておく必要があ

りますよ、「対外資産負債、バランス」とい

うものを。だから、これに基づいて計算してもらえばいいわけで、これはあとで資料として出せたら

出してください。だから、これに基づいて計算してもらえばいいわけです。四十億ドルをもちろんこえるでしょうけれども。

○政府委員(奥村輝之君) うすると、四十五年度末にはどのくらいふえる見

通しですか。四十億ドルをもちろんこえるでしょうけれども。

○政府委員(奥村輝之君) うると、四十億ドルをもちろんこえるでしょうけれども。

議する場合、そういうデータを知つておく必要があると思うんです。ですから、これは出せないことはないと思うのです。四十一年の数字があるのですから、これがどう変わったかということをとにかくあとでお示しを願いたいと思います。どうですか、短期のものはわかつたんですが、長期のものは……。

○政府委員(奥村輝之君) これはなぜ出さない

ということをひとつお話しをさせていただきたい

と思うのです。この短期、長期の資産負債表、こ

の中には、投資をいたしまして、あるいは投資を

受けまして、最初の帳簿価額から時価との間に非

常に変化を起こしておるものがあるわけでありま

す。こういう点は、相当期間がたちますと、かな

り精密に計算をしませんと、せつかく数字を出

すこと、この立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

けれども、公表している国と公表していない国と

見る立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

けれども、公表している国と公表していない国と

見る立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

けれども、公表している国と公表していない国と

見る立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

けれども、公表している国と公表していない国と

見る立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

けれども、公表している国と公表していない国と

見る立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

けれども、公表している国と公表していない国と

見る立場の方々を惑わすという問題があるのでござります。そこで、この資産負債表を、おそらくどの国もやっているだろと思うのでござります。

も申し上げられないというのは、これはいかがか
と思いますので、いま申しましたようなことに抵
触しないようなそういう範囲内で若干の数字を申
し上げてみたいと思うのですが、これとてもある
いは誤りがございまして、あとでまた修正をお願
いするということにならぬとも限らないものがあ
ると思ひます。

ちよつとまとめて資料としてさつきの外貨保有の問題とあわせて出していただけませんか。
○政府委員(奥村輝之君) 非常に寛大なお気持ちで御了承いたぎまして、ありがとうございます。御趣旨に沿いまして、出せる程度のもの heraus出すようにいたします。

る、今日までリセッションの過程にやっと本格的に突入した、こういうアメリカ景気のずれといふことが一つはある。それからもう一つは、ヨーロッパの状態です。これが四十四年度の予算を経成する当時におきましては、例の通貨不安といふことでかなり沈滞するであろう、こういうふうに見ておつたわけですが、このヨーロッパが

いか、そういう要素も見られるのですが、一応十四年
十五年度は四十四年の二十億二千万ドルから十億
何千万ドルに総合収支が減るということにはなつた
ておるわけですね。約半分くらい減ることになつた
ているんでしょう。ですから、大体その程度
でおさまると見ていいのか。それでもまだいぶ
ん外貨はたまっているわけですが、その点はどう

の 大 体 の 数 字 で ござ い ます が、十 億 六 千 万 ド ル で
ござ い ま す。国 際 機 関 へ の 出 資 は 三 億 一 千 九 百 万
ド ル、オ ー プ ン 勘 定 の 債 権 が 二 千 三 百 万 ド ル、ガ

なし程度に答えていたたきだらしと思ひます。われわれ予算審議する上に必要な範囲において出していただきないと、質問しにくいから……。

面の景気が和ともが見ておられたはどの落ち込みもなく推移し、したがつて、アメリカへの輸出も注発であると同時に、ヨーロッパ輸出が思つておつたよりはかなり伸びることに相なつた。そういう

ですか。四十五年度は四十四年度みたいな狂いは生じないということですか。

ル、世銀借款六億四千六百万ドル、余剰農産物借款九千八百万ドル、対外短期資産につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、もう一度申し上げますと、外貨準備高は二月末現在で三十六億三千万ドル、為替銀行の短期資産が四十八億三百万ドル、それから為替銀行の短期負債、これが四十三億三千四百万ドル、御希望があるようでございましてから、内訳を申しますと、輸入ユーロ・サンス等は十八億七千六百万ドル、自由円が四億三千三百万ドル、以上ののような收支は、われわれがわりあいに確定いたしやすいわけでございますので、申し上げた次第でございます。

四一四年度の経常収支は、貿易見込み額一億一千九百六十万ドルと、ものすごくふえたわけですね。それが実績は二十一億二千万ドルと、が間違つたらいいへんなことになるわけです。非常に大きなミスジャッジメントでしよう。これほんにふえたからいいようなものの、逆に予測が間違つたらいいへんなことになるわけです。非常に大きめに外貨があふえたということであるから、皆さんといいほうに間違つたのはだれも文句を言わないで、しょうけれども、しかし、全体の経済運営の場合には、こんな大きく国際收支が当初と比べて違つてきている。そうすると、これは予算編成の基礎になるわけですね。基礎が非常に狂つたことになるならば、それがどこに原因があり、その結果どういう影響が出てきたか。特に私は具体的に伺いたい。

日本の株式市場への進出、長期資本の流入ですね、これがかなり多額であった。こういうことで二十億ドル近い見込み違いを現実した、こういうふうに見ておるわけであります。

とにかく、大蔵省としては、石をたたいて渡るほうでございますから、そう楽観的な見通しはいつもしております。控え目に控え目に見ておる次第でござりますけれども、その上に、ただいま申し上げたような欧米両方面において大きな変化があつたということと同時に、わが国の経済に対する信頼度が高まつてわが国に対する長期資本化してきたと同時に、外国の資本の投資、つまり日本の貿易収支で黒字の原因がそういうふうに變ります。貿易収支の黒字の原因があつたと思ひます。

えなし。こうしうふうに思ひますか。基本的な見方としては、世界経済が總体とするとダウンする。まあ正確な数字で言う必要はないと思いますが、O E C D 諸国なんかの共通した見方は、四年度に比べまして四十五年度は三分の二程度の貿易量というふうにならうかといふうに見られておるわけです。これはわが国も国際経済の動きに例外であるわけにはいかないのでありますて、去年のような輸出の伸びということは期待はできまいぢやないか、こういうふうに考えて、黒字基調は黒字基調でござりまするけれども、黒と言つても総合黒字、これは四十四年度の半分ぐらいいに結論的には見たわけです。現実に経済がどういうふうな動きを示しておるか。つぶが国とするところ三分

ですか。長期負債の証券投資はわかりませんか。
○政府委員（奥村輝之君） 確かに、御指摘のよう
に、証券投資は大きな項目でございます。項目で

○木村禧八郎君 それでは、四十五年度はどうい
の流入が活発であった、こういうふうに見ておる
わけであります。

の一つの貿易をやつておるアメリカは、昨年の暮れからG.N.P.がマイナスになつてきたわけです。それからことになりましてから第一・四半期もマ

申ししたように、時価評価が非常にむずかしい項目
をさしますか。これにまた一方では許可をしましたときの値段と時価との間に非常に大きな隔たりがござります。したがつて、これが、先ほど

○國務大臣(福田赳氏君)　　たいへんな見込み違
年度においてもこうした問題が起らなければ限
りませんから、そこで、大蔵大臣にその点を伺
ておきたい。

うふうにごらんになつてゐるか。一応四十五年の予算編成の前提として経済見通しをしておりますが、総合收支として十億何千万ドルということになつておりますけれども、それは大体発表されて

イナスであります。専門家の見方では、第一・四半期もまたマイナスであろう、こういうふうに言われております。しかし、アメリカでも秋に中間選挙がある。そういうようなことから、そういう

でございます。そういう意味で、私は、お聞き取りいただいても真実をお読み取りいただけるのに支障があるかもしれませんので、数字を申し上げなかつたつでござります。

い、好ましい見込み違いという結果ではございま
すが、その原因は、私どもは、昨年の世界景気、
これはアメリカが調整政策をとつておる、そこ
で、アーリの景気から、もうつぶさ、そこ

いるところにお考えになつてゐるのか。最近、アメリカの景気は、かなりダウンしてきてゐるようですね。それから西ドイツも、切り上げをやりますね。一九七六年一二月四日午後二時三〇分

状態を一體政治的に統けられるかどうか。特に、失業率が、いま今日この時点でおそらく四・二%ぐらいになつてゐるだらうと思います。これが第

○木村禧八郎君 これはいろいろな事情で発表しにくい点は了解いたします。いままで報告していただいたんですから、その報告できた範囲内で

アーノルダの最後としているのかなり去年中にスローダウンするであろう、こういうふうに思つたわけなんです。これがすれてきて、やつと昨年暮れあたりからリセッション過程に入つてお

したあと、それだけでは物価を抑える効果はありません。このうえで、金融をまた縮めているんですね、公定歩合を上げたのですから。そういうことで、今度は四十四年度と逆にダウンするのじゃな

三・四半期もまたGDPがマイナスだということになりますと、おそらく四・五%ということを突破するんじやないか、そういうような見方が有力でござります。そういうことになりますと、アメ

リカとしては、第一・四半期、第二・四半期、つまり上半期を底といたしまして、リセッションから離脱する政策をとるのではないか。つまり、金融政策上の変化ですね、そういうようなことで上半期は微弱ながらプラスの成長過程に入る。そして、年間を通すると、%高いところにいくと二%程度の実質成長というふうな結果になるんじやないか、そういうようなことが言われておるわけなんです。ですから、私どもは、非常に控え目に控え目に見たわけでございますが、しかし、アメリカの今日のリセッションというものがこのままでずっとマイナス GNP という状態で続きますと、私どもの悲観的な、悲觀的というか、低目な見方が、さらに低目なところになって現実化するおそらくは、しかし、そういう一般的なアメリカ経済の年間を通して見る見方というようなことを考えてみますと、私たちの見ておる程度の対米輸出、これは確保できるのであるまいが、そんな見方をしておるわけであります。

面でございますが、両方相まって予算のほうから
はこういうふうな当初額との異同を生ずるに至り
ました。

○木村禧八郎君 大蔵大臣に伺いますが、金融面
に相当やはり大きな変化があったのじやないかと
思いますね。一億ドルの総合収支の黒字の場合、
二十億ドルになれば、これは金融的には相当緩和的
的な影響を与えるわけでしょう。たいへんな緩和的
的な影響を与えるのですね。ですから、その点は
どういう……。

○政府委員(奥村輝之君) 問題は対民収支の問題
になつてくると思いますが、四十四年度の対民収支
は四千二百八十六億円の赤超になつたのでござ
います。この数字は、本来、単純に考えますと、
全額が外貨の増加になつてしかるべき数字であつ
たのですが、これはあとでもし必要であれば申し
上げますが、G A Bとか、世銀のP Cの買い入れ
とか、世銀への貸し付けとか、あるいはEX I M
のP Cの買い入れというもので、全額が外貨増加
というふうに反映いたしませんで終わつたわけで
あります。が、とにかく四千二百八十六億円の赤超
があつた。これは外為会計の対民収支といふのは、
いつも金額的には非常に大きいのであります
けれども、しかし、日本銀行の通貨政策といたし
ましては、こういうものを踏まえまして全体とし
て金融政策をどう持つていくかという調整をやつ
ているわけでございます。このこと自体はもちろ
ん頭にあるわけでございますが、結果的にはこれ
を纏り込んで金融政策が行なわれた結果、現在の
ような状態になつておるということは言えようか
と思います。

○木村禧八郎君 次に外貨保有の今後の増加見通
しを伺いたいのですが、先ほど奥村局長に伺いま
したが、三月末で三十八億六千八百万ドル、四十
五年度末におきましては十億七千万ドルの総合収
支の黒字だが、それがまるまる外貨保有になら
ないので、そのうち大体六億ドルくらいですか、
外貨保有になるのは。そうしますと、四十四億ド
ルぐらいになるのですね。適正外貨というのは、

これはいつも問題になるのですけれども、前に、大蔵大臣は、円の切り上げの外圧の防波堤として、大体五十億ドルぐらいまで外貨を持つのがいいのではないかというお話がありましたが、四十五年度末で四十四億ドルですね。もう五十億ドルにすぐなりますよ。その場合、今度は五十億ドルを突破したらどうなるのですか。五十億ドルをこえたときには円切り上げをやるのかやらないのか。円の切り上げを防ぐには、今までいろいろ言われておりますね。たとえば、自由化をするとか、海外投資を増加するとか、あるいは円シフトですね、外國からの借金をどんどん返すとか、いろいろな方法が言われておりますよ。しかし、それでもなお黒字がどんどんたまって五十億ドルをこえたならばどうなるか。これは、架空の議論じゃなくて、現実にすぐ来ますよ。そういう点、どうお考えですか。

とにかく、今日この時点の外貨保有率というよりは、急速にふえているというところがいま問題視されておりまして、国際会議なんかでは、日本は黒字国だ、黒字国としての責任をどうするんだというようなことで、まあ俗なことばで言いますれば袋だたきにあつてあるといふのが現状であります。私は、袋だたきにあうまでもなく、わが国はわが国の国際社会における責任を尽くさなければならぬ、こういうふうに思いますが、何よりも貿易の自由化、つまり輸入制限禁止品目の縮減、それから関税の引き下げ、また関税非関税諸制限の撤廃、それからさらに金融上においてもいろいろ問題がありますが、とにかく国際水準から見て日本が過保護な施策をとつていいないという状況を実現をする、これをとにかく進めていくべきだと、こういうふうに思います。そういう施策をとらないままに外貨があふえるというような状態になりますと、かなり日本は国際的に苦ししい立場に追い込まれていくんじゃないかな、それを非常にいま心配をいたしておるわけでございます。

○國務大臣(福田赳氏君) 外貨保有の額なりその輸入に対する比率がいま問題とされておらないわけなんです。問題とされておりますのは、そのフローというか、年度間における黒字幅、したがって外貨の積み増し、これがいま問題にされておるのであります。ですから、いま外貨の保有高、その高い問題についてそう心配をする必要はない。その伸び額というものが適正な伸び額になつておるか、国際金融を圧迫しないというようにつとめる、これが私は問題点であろうと、そういう認識です。

○木村裕八郎君 そこで、今度は、新経済社会発展計画との関連が出てくるわけですね、長期的にね。新聞によりますと、成長率を一〇・六%の実質成長率、大蔵大臣のツルの一声で大体それにきまつたというようなことが出ております、これはゴシップかもしれないけどね。そこで、国際收支の黒字幅をもう少し低下させるか、あるいは物価を抑えるか、成長率を抑えるのか上げていくのか、この成長率と国際収支と物価がいわゆるトレード・オフの関係にあるんですね。いずれを選択するか、トレード・オフの関係にあるので非常に苦慮されておるといわれておるのはそのとおりだと思うんですよ。

そこで、伺いたいのは、今度新経済社会発展計画ではどこに重点を置くかということがわれわれとしては長期計画の場合の一つの注目しておるところなんですね。いまの外貨保有が急速にふえるということと、円切り上げの外圧が強くなる。あるいはまた、インフレが強くなれば、国内からも円切り上げの要請が出てこないとも限らない。それから外人のさっきの投資ですね、円投機が、いま為替管理が相当ありますからね、それから円預金というものはそんなに大してないと思いますけれども、しかし、円投機というのはやっぱり軽視できないのじゃないかと思いますね。その辺、大蔵大臣は、どういうふうにそのところをトレー ドオフのところを押えておられるのですね。

○國務大臣(福岡赳夫君) 問題は、成長をしなかつたから、国内の経済を安定させなければいけない。こういうことにあると思うんですよ。私は、これはいつも変わらざる大原則だと思うんですが、經濟の健全不健全を占うかなめは何かというと、国際收支、それからもう一つは物価である、こういうふうに思うわけです。当面の問題とすると、わが国では、国際收支のほうの問題はない。まあないと言ふうと語弊があるかもしれないけれども、非常に少ない。もっぱらわれわれが今日取り組まなければならぬ問題は物価問題である、こういうふうに思うわけです。それに、物価問題を克服するといふためにには、成長を極端に押えるということになりますれば、これは非常にやりにくいし、国づくりというたてまえから見て適切ではない。そこで、物価問題の処理に支障のない程度の成長率をとることを考えるわけです。この間も、新経済社会発展計画作成過程におきまして、今後六ヵ年間の平均を一〇・四に見ると、一〇・六に見ると、一〇・四だと、いろいろ言つたんです。なぜか、一〇・八に見ると、一〇・六でしようがないからどうだ、やむを得ず一〇・六でしようがないからどうだ、こういうことになりましたが、一〇・六といううべきでありますと、物価問題にしましても、他の空気的な要因がなければなだらかにこれを安定基調に乗つけていくことができるんじやないか。六年目に当たる五十年度におきましては三%——まあ四%に近いわけですが、三%台にこれを持つていくことができるんじやないか。そういう方向で全く力を尽くしたいという結論になつたわけですが、あの計画をつくる最大のかなめは、成長と物価の調整、この一点にあつたと申し上げても差しつかえないと思います。

につきましては、日本銀行が前向きで検討に取り組む、こうしたことをいたしておりますことを御報告申し上げます。

○木村禧八郎君 私が昨年歐米を回ったとき、O E C Dあたりも盛んにこの輸出金融につきましては問題にしておりまして、こんなに黒字がたまつてゐるのにおかしいと相当やはり問題にしていました。ですから、私は、適切な措置じやないかと、こう思ふんですけれどもね。通産省のかなり反対があつたようですがれども、しかし、これは当然金利を上げてよかつたと私も思います。

そこで、私も持ち時間がありませんから、あと簡単に伺いますが、いままで I M Fに対する出資は一般会計を通じて出していました。今度はそれをやめて全部外為でやる。ところが、外為は、御承知のように、旧外為会計では、收支が予算に出てきて承認をされていた。今度の新しい外為会計では、損益計算しか出ていないんですね。

そうしますと、今度こういうふうに制度を変えますと、今度のこの予算書を見ましても——それから貸借対照表も載つておるんですけども、出資なんかの場合、わからぬですね、われわれに。説明を聞けばわかります。しかし、I B R Dのほうはそうじやないですね。今までどおり一般会計から出すわけでしょう、この銀行には。そうすると、外為だけ特別会計にしてしまうと、たとえばこの予算書を見ますと、今度の出資は四百四十四億ですか、国際通貨基金出資としましてこれまでの出資を合わせた総額四千三百二十億との項目の中に含まれるわけです。これでは、予算書を見てもわかれわからぬわけですよ。説明を受けた、はじめて、この中に四十五年度四百四十四億の出資が出ると。だから、今度 S D Rの制度ができたこともありますよが、どうして今年度からこういうふうに一般会計からははずして、そうして外為の特別会計だけで操作する必要があるのかどうか。四百四十四億從来どおりやりますと、一般会計予算の規模がふえまして一八・六%の規模になりますよ。もしこれを一般会計から出すという

につきましては、日本銀行が前向きで検討に取り組む、こういうことにいたしておりますことを御報告申し上げます。

報告目次

○木村禧八郎君 私が昨年歐米を回ったとき、O E C Dあたりも盛んにこの輸出金融につきましては問題にしておりまして、こんなに黒字がたまつてゐるのにおかしいと相当やはり問題にしていました。ですから、私は、適切な措置じゃないかと、こう思ふんですけれどもね。通産省のかなり反対があつたようですねけれども、しかし、これは当然金利を上げてよかつたと私も思います。

そこで、私も持ち時間があまりありませんから、あと簡単に伺いますが、いままで I M Fに対する出資は一般会計を通じて出していました。今度はそれをやめて全部外為でやる。ところが、外為は、御承知のように、旧外為会計では、収支が予算に出てきて承認をされていた。今度の新しい外為会計では、損益計算しか出ていないんですね。そうしますと、今度こういうふうに制度を変えますと、今度のこの予算書を見ましても――それから貸借対照表も載つておるんですけども、出資なんかの場合、わからぬですね、われわれに。説明を聞けばわかります。しかし、I B R Dのほうはそうじやないです。今までどおり一般会計から出すわけでしょう、この銀行には。そうすると、外為だけ特別会計にしてしまうと、たとえばこの予算書を見ますと、今度の出資は四百四十四億ですか、国際通貨基金出資としましてこれまでの出資を合わせた総額四千三百二十億のこの項目の中に含まれるわけです。これでは、予算書を見てもわかれわかれわからぬわけですよ。説明を受けた、はじめて、この中に四十五年度四百四十四億の出資が出ると。だから、今度 S D Rの制度ができたこともありましようが、どうして今度からこういうふうに一般会計からはずして、そうして外為の特別会計だけで操作する必要があるのかどうか。四百四十四億從来どおりやりますと、一般会計予算の規模がふえまして一八・六%の規模になりますよ。もしこれを一般会計から出すという

ことになると、いまの一七・九五%よりもはるかに大きな予算規模になるので、私はそういうことを考慮してどうも特別会計のはうから出すというふうにしたのじゃないかと疑いますよ。あるいはまた、西ドイツが円の引き出しを相当多くしたといふので、そういうことが動機になつて、そこで、国民の税金から円調達をするのはいかがかと思うというようないわゆるIMFの引き出しに応ずるそういうことが動機になつたようにも聞いておりますけれども、積極的な理由は、五年に一ペん出資をふやす、増資をするといいますが、五年に一ペんならない今までどおりでいいのじゃないか。なぜ支障があるのか、よくわからぬのです。今度は、いまままで政府が持つていていたいわゆるIMF関係の出資や何か、全部移してしまうのです。外為一本にしてしまうのですね。その点がどうも私は理解がいかないので、どうして悪いのか、今までどおりで。一般会計から出せば、どうしてもわれわれはわかるわけです。それで審議する必要が出てくるんですね。ところが、これではわかれに含まれておるということは、説明を受けてはりませんんですよ。だれが見たって。予算書を見て、この中に今度のIMF出資四百四十四億がござ。今後そういう増資がある場合は、国会の承認は要らないんですからね。これだけでいいんでしょ。しかも、外為のほうは損益計算書だけ出してはじめてわかることで、これじゃわかりませんですよ。今後そういう増資がある場合は、国会の承認は要らないんですからね。これだけでいいんでしょ。しかも、外為のほうは損益計算書だけ出せばいいんですから、そういうことになつておるんですからね。その点がどうも私は理解できないのです。

○木村禧八郎君 そのつど……。

○國務大臣(福田赳夫君) 国会の承認は要らぬだろうというお話ですが、そうじやないのです。これは法律案として別途御承認を得ることにいたしております。

○木村禧八郎君 そのつど……。

○國務大臣(福田赳夫君) ええ、そのつどです。それではつきりするわけでございますが、問題は、今まで一般会計で支出科目とし、かつ法律

案として審議しておったのを、今度は、法律だけにして、予算のほうははずしたかと、こういうことだらうと思うのですが、これは今までのようないふりで、IMFに対する出資、これがごくわずかである。というときでありますと、便宜的な考え方でもあります。ただ、税金の負担において出資をするというようなこともまあ見のがされてきたわけでございまするが、今回のように四百億を上回るというような出資をするというようなことになりますと、この出資の性格というものを厳正に考えてみなきゃならぬということになるわけであります。そういう立場において考えますと、これは国際金融上の一つの操作であって、つまりレボルビングファンドというか、出たり入ったりする金である、これを一般の租税の負担において行なうのはいかがであろうか、こういう議論が出てくるわけです。そこで、外債為替資金特別会計の外為資金、その運用として処理する、こういうことがむしろ適正な処置ではないか、そういうようなことで、今回一挙にクォータ改正が行なわれまして、わが国が任命理事国になり、今後いよいよIMFに対するところのわが国の任務も重大になつてくる、また、責任も重大になつてくるという際に、そういう処置を予算上はいたしたわけであります。

しかし、いずれにしても、これは外国に対して債務を負担する、また、その債務を実行する、こういう問題題でありますので、別途法律をもつて御審議をお願いする、こういうことにいたしたわけであります。

○木村福八郎君 次に、もう一つ、やはり外為の資金操作と金融政策との関係について伺つておきたいのですが、それは、これから国際收支の黒字がどんどんたまりますわね。そうすると、どうしても円がそこで放出されるわけでしょう。金融がゆるむわけです。いま金融を引き締めているけれども、黒字がこうたまつていけば、円が出て、そのところがしり抜けになるというのですか、そこなる。その点の調整はどうなんでしょうか、そ

○政府委員(奥村輝之君) 国際收支が黒字基調になりますときは、外為会計が平衡操作をいたします。それで外貨の買入れが行なわれるわけになりますが、その結果、市中に円資金が出ていくと、そのときどきに金融市場にあらわれてくる通貨供給要因がそれだけふえるということは、御指摘のとおりだと思います。しかし、日本銀行が行なう通貨調節は、平衡操作による円資金の流入など、そのときどきに金融市場にあらわれてくる通貨のいろいろな要因をすべて織り込んだ上で、日銀の貸し出しによる日銀信用の供給調整といふものを行なっていく、そうして、市場に対する通貨の供給を円滑に適正な水準に維持するということをやつておるわけであります。今後もこれは行なわれることでございまして、日銀信用の面で、国際収支の黒字から問題が起こりましたものを、要素を消すという方向に今後とも調整が行なわれていくというふうにわれわれは考えております。

○木村禧八郎君 次に、対外経済協力について簡単に大蔵大臣伺いますが、佐藤・ニクソン会談で対外経済協力を約束されておりますが、今後、対外経済協力に対するどのくらいのめどをもって行なうのか、この点を伺いたいのです。なぜならば、きょうの新聞なんですが、ケネディ財務長官が訪日されて、大蔵大臣が会われるわけですね。アジア開発銀行の総会がソウルである、それに出席するのじやないかといわれておりますが、それと関連して、どうもアメリカはこれまでいわゆる低開発国に対する援助がかなり消極的になつてきてる。それからアジア開発銀行に対する出資も、今度は日本はかなり大きい出資国になるわけですね。現在の三十一万四千ドルにさらに三千百万ドル拠出するわけですからね。そうすると、アメリカの低開発国援助に対する肩がわりといふものがかなり強く出てきているのではないか、そういう点が一つですね。それからもう一つは、固定為替相場の問題ですが、これも新聞の報道ですから、はつきりしたことはわかりませんけれども、どうも、新

聞報道によれば、大蔵大臣とケネディ長官が話しあつて、そうして、いままで、IMFの固定為替制度に對して、クローリングペッグとか、為替変動の幅をもつと拡大しろとか、いろいろな意見がありましたですね。それに対しても、大蔵省の立場は、固定為替制度を統けていく、そして彈力的な運用によつて欠陥を調整していくという方針らしいと、そういうことで大体話がつくのではないかというふうに報道されておるのです。しかし、IMFあたりでもいま固定為替制度にはかなり批判もありますし、そのいわゆる改革案もいろいろ出されているわけなんですよ。そういう点から、この二つの点について大蔵大臣はどう考えておられるか。

それから最後にもう一つ、私はこれで終わりますが、ほつておいても円高になつていくわけですね。ずっといま円高です。これは奥村局長さんで、もけつこうですが、——さんでもけつこうと言つちや悪いのですが、非常にこまかいことですから、事務的な御答弁でけつこうなんですが、円高になつっていくというときに外為の操作はどうなりますか。円高になると損がいくのじやないかといふんですが、そういう点、どうなのか、具体的に外為の操作と円高の問題を伺つて、私の質問は終わります。

○國務大臣(福田赳夫君)　まず、対外経済協力の問題ですが、木村さんが、日米共同声明で総理が約束をしたというお話をですが、約束はしておりません。あの共同声明は、ごらんのとおり、両方の政府がその意図表明をしているのです。別に約束をしているわけではないのです。国会において言つているのとちつともその意味は違ひません。約束ではございませんから、その辺はひとつお含み願いたいんですが、いま、海外経済協力問題につきまして、ピアソン報告といふものがあるんです。これが報告書を書いておるわけあります、この報告書によりますと、各国は一九七五年までにGN

P の一% の援助をすべきである。それから第二は、その一% の中で、つまり内訳ですが、七〇%、G.N.P. で、いえば〇・七% であります。それは政府資金によるべきものである。それを一九八〇年までに実現をすべしと、こういうこと。それから、さらに第三点として、条件の緩和についていろいろなことを言っておりますが、これはさておき、G.N.P. 一% という問題であります。いまわが国は一体どんな援助をしておるかということを見てみますと、大体〇・七五% ということになつておるわけであります。それで、いま経済協力する主要な国といふと、米、日、独、仏、英、こういう国々になつておりますが、アメリカが何といつても飛び抜けてその額は多いであります。しかし、その傾向を見ておりますと、だんだんとアメリカの对外経済協力は G.N.P. に対する比率におきましては下がってきております。一九六〇年からずっと申しますと、六〇年には〇・七五、それが〇・八六、〇・七七、〇・七六、〇・七四、〇・七九、〇・六六、〇・六九、〇・六五——これはおととし一九六八年度であります、こうなつておる。わが国では、それに反して、〇・五八、〇・七一、〇・五〇、〇・四七、〇・四五、〇・六八、〇・六六、〇・七二、〇・七四——これが六十八年度で、六九年度は〇・七六、こういうことになつてきて、アメリカの水準をかなりこしておる状態であり、実額におきましても昨年は第四位になりますが、ことしあたりはあるいは二位または三位くらいに行くかもしれない、こういうような状態であります。そこで、これをどういうふうに持つていくかといふと、ピアソン報告を基礎にいたしまして、国際的な協議が始まると思うのであります。が、こういう線は目標としてはよかろうといふように思いますが、年限を区切られまして、七五年度に一% だと、あるいは政府負担は〇・七% 一九八〇年でありますとか、その期限に問題があるかくここまで来た以上、これに対しり込みをするわけにはいくまい。そういう期限については

問題は残しながらも、その趣旨についてはこれ
積極的に取り組んでいかなければならぬと思
います。ただ、その問題につきまして私どもとして
諸外国に言いたいことは、わが国はG.N.P.でほ
かにいいんです。しかし、国内の蓄積資産と
ものは、諸外国に比べると比較にならないよ
うな気がします。したがいまして、われ
われの生活水準なり社会環境というものは、G.N.P.
が高いにもかかわらず、また、一人当たりの国民
所得もおそらく数年後にはアメリカに次ぐくらい
に行くと思いますが、それにもかかわらず、生涯
の実感というものは先進諸国よりもかなりおくれる
ものになっておる。これは蓄積がないからであ
ります。この点は諸外国によく了解してもらわな
ればならない点ではあるまいかと考えます。そろ
いろ点を強調しながらも国際協力には取り組んで
いくというのが私どもの考え方であります。

いれ、この問題は、この秋の IMF 総会にいて問題になると思ひますが、わが国としては定為替相場を堅持するという従来の基本線を堅しながらこの會議には臨みますが、わが国のそういう考え方とかけ離れた結論が出るようにはたまたま想像しておりません。

○政府委員(奥村輝之君) 先ほど最後のお尋ねの、いまの為替相場の制度のもとにおきまして高になった場合に外為会計の利益いかんといぢ質問があつたわけでござりますが、私ども売買いたします場合にはいつも三百六十円で仕切ったおるわけでございます。したがいまして、三五百円五十銭ばかりにこれは円高の状態でござますが買い入れるといたしますと、二円五十分の利益が出るということに相なります。したがって、いまの制度のもとで円高になった場合にも外為会計に損失を生ずるということにはならないわけござります。

もう一つ申し上げたいことは、外為会計の中最も大きなのは運用利回りのほうでございまして、四十四年度の数字で申し上げますと、三百八億円が運用収入でございます。売買益は六十一億円でございます。

○木村福八郎君 それから弾力的運用であつたら……。固定相場のもとでは弾力的運用……。

○政府委員(奥村輝之君) いま現にプログラミングは、平価を固定はいたしておりますが、その変動を割合にそのとき動き動かしておるわけでござります。これは IMF の黙認ということですぞうしまして先般平価の切り上げられました際、直前においてもこれは事実上平価の定めがないような状態になつたわけでござりますが、これまた IMF の默認のもとにそういうふうなことが行なわれたわけであります。そういうことで過去におきましたそらいった運営がかなり行なわれておる。しかし、これは、全体ではございません、こく一部のみの国についてそういうことがときに応じて行な

おれであります。弾力的運用の一つは何であるかと言われば、それもその一つではないかと思います。

○上林繁次郎君 先ほどに引き続きまして少しお尋ねしてみたいと思います。

先ほどはフィリピンとの関係についてお尋ねをしておったわけですねけれども、日本の商社は何社ぐらい入っておられますか。

○政府委員(沢木正男君) 私、商社の数をつまびらかにしませんが、ほとんどの大商社はマニラには支店を持つておると聞いております。

○上林繁次郎君 それから合弁会社のほうはわかりませんか。

○政府委員(奥村輝之君) 合弁会社の数は、いま直ちに取り調べまして御報告申し上げます、ちょっと御猶予をいただきたいと思います。

○上林繁次郎君 そこで、なぜこんなことを聞くかといいますと、たとえば、向こうで破産に瀕している会社がある。そうしますと、それに対してこちらで援助をする。人も送り込むというようなことでその会社が立ち直る。立ち直ると、そのときにはもうすでにこちらのほうが経営の実権を握っている。こういうようなケースが非常に多いというふうなことを聞いておるわけですが、こういった点は御存じですか。

○政府委員(奥村輝之君) 私の説明の不十分などころは外務省あとで補足をいただきたいと思ってますが、フィリピンにつきましては、もともとありますで現地で日本の企業が合弁をするということ是非常にむずかしかったわけでございます。したがって、長らくP.S方式——プロダクション・シェアリングの方式が用いられてまいりました。たとえば鉱物資源の開発その他につきましても、そういうことでござります。これは、通商航海条約がまだ締結されていないというような関係もあり、どういうことに相なっているというふうに私どもは聞いているのでございます。いまの答弁について、もう少し確定いたしますために、外務省のほうからお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(沢木正男君) ただいま大蔵省から御答弁がありましたように、通商航海条約が批准されておらないということで、日本の投資が許されなかつたわけでございますが、約五六六年であつたかと思いますが前から、大統領特別令によりましてから、投資案件は出ております。しかしながら、つぶれかかった会社に投資してそれを助けるといったような例は、私はまだよく承知いたしておりません。

○上林繁次郎君 この新聞にこういうことが書いてあるんです。「フィリピン大学の全学生連が『日本帝国主義による經濟侵略の排除』を闘争目標にしているが、「いまのままだとこれが市民的運動に結びつく可能性もある」という。『日本資本の手口はこうだ』とあるフィリピン經濟紙の記者は、『破産にひんしている会社をつけて援助を申し入れる。資金と人を入れて、会社が立ち直ったときには日本側が巧みに經營権を握ってしまふ』と、こういふなことがあるわけです。そこで、いまのお話がありましたように、日比の友好通商航海条約ですね、これも批准されておらない。なぜ批准されておらないかといえば、こういふ日本の資本や人間が入つてきて向こうの経済が圧迫されいく、だからここで批准をすれば、ますますそういう面でフィリピンが苦しむだけである。なぜ批准されておらないかといえども、そういうふうに聞いておるわけです。この点、日本の進出ということに対して向こうは非常に不安を持つておる。そういうふうな向こうの受け入れ態勢、その中にいくら援助をしても、何となくじつまが合わないような感じがするわけです。こういった問題に対するこれらの点はどうですか。この点は大臣にお答えいただいほうがいいのぢやないかと思うのですが。

○政府委員(奥村輝之君) 御指摘のように、寡居答弁がありましたが、これは支出ししきりになる場合に、一休協力というのはうまく実を結ぶであります。ただ、最初に御引用になりましたが前から、大統領特別令によりましてから、投資案件は出ております。しかしながら、つぶれかかった会社に投資してそれを助けるといったような例は、私はまだよく承知いたしておりません。

○上林繁次郎君 この新聞にこういうことが書いてあるんです。「フィリピン大学の全学生連が『日本帝国主義による經濟侵略の排除』を闘争目標にしているが、「いまのままだとこれが市民的運動に結びつく可能性もある」という。『日本資本の手口はこうだ』とあるフィリピン經濟紙の記者は、『破産にひんしている会社をつけて援助を申し入れる。資金と人を入れて、会社が立ち直ったときには日本側が巧みに經營権を握ってしまふ』と、こういふなことがあるわけです。そこで、いまのお話がありましたように、日比の友好通商航海条約ですね、これも批准されておらない。なぜ批准されておらないかといえども、こういふ日本の資本や人間が入つてきて向こうの経済が圧迫されいく、だからここで批准をすれば、ますますそういう面でフィリピンが苦しむだけである。なぜ批准されておらないかといえども、こういふうに聞いておるわけです。この点、日本の進出ということに対して向こうは非常に不安を持つておる。そういうふうな向こうの受け入れ態勢、その中にいくら援助をしても、何となくじつまが合わないような感じがするわけです。こういった問題に対するこれらの点はどうですか。この点は大臣にお答えいただい方がいいのぢやないかと思うのですが。

的に切り開かれたのではないかというふうに考えられるわけですが、その点についての大蔵の見解と、それからまた、そういう可能性が経済法則として十分考えられるトスレバ、とのべき措置はどんなふうに措置をとられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) 代用証券を日銀に渡す、そして円入手する、そういう意味におきまして、通貨は日銀から供給されるわけですが、すぐドルにかわちやうんです。これは流通するのはドルでありますし、円がドル社会で流通するわけではございませんから、その辺は、おっしゃるようないわゆる繰り上げを通じて国際インフレを刺激する、こういうようなことはならない次第であります。

○政府委員(奥村輝之君) 先ほど、フィリピンにおける合弁会社についての御質問がございましたが、答弁がおくれまして申しわけありません。日本フィリピンへの証券投資、この件数は四十四年末で二十二件でございます。これは同じ会社に数件出しているものも件数がえたかつこうで表示せられております。大部分は合弁会社ではないかと思うのでござります。金額的にいいますと、ほぼ九百万ドルでございます。

○成瀬幡治君 先ほど木村委員が質問するときにちょっと席をはずしております、若干食い違つたり、あるいは重なつたり、いろいろな点があると思いますけれども、大蔵大臣は適正外貨は輸入額の三分の一くらいが適正であろうというようなお話があり、それからまた、円高については、佐々木日銀総裁は、とりでに囲まれておるからこうなんだと。そこで、あんまりドルがたまつても困るから、外貨をどうやって減らしていいのかということで、今まで取り込み主義だったのを少しワクをゆるめられていろいろ政策をやつておみえになると思いますが、それにしても、これは大づかみに見通しですかから何とも言えませんけれども、今年末があるいは来年の上半期くらいのときには五十億を突破するであろうといふことが想像

されるわけです。そうなつてまいりましたときには、いろいろなことをおやりになつてもなおたまつてくる。そこで、円の切り上げなんといふことをお伺いしたいと思いますが、大臣はこの資本の自由化、とがとやかくやはり話題になつてくるが、その資本の自由化ということが真剣に考えなければなりませんが、大臣はこの資本の自由化、とがとやかくやはり話題になつてくるが、その資本の自由化ということに対するプレッシャーな対してもつとワクを広げる、いわゆる繰り上げ今までこんな業種はやらないつもりだったが、今までこんな業種はやらないといふようなものがおるとするならば、あるいは品目数でもよろしくござりますから、そういう点についてお答え願いたいと思います。

○國務大臣(福田赳夫君) まず、輸入の自由化の問題ですが、いま百品目ばかり不自由化で残つてしまつて、いままでの一応予定をされておつたものに対してもつとワクを広げる、いわゆる繰り上げでございませんから、その辺は、おっしゃるようないわゆる繰り上げでござります。つまり、制限をしているわけですが、つまり、制限をしておつたものが、正式に、第三次自由化をいたしたいがその内容をどうすべきかということについてこの審議会に諮問をいたしたいと、こういうふうに考えておるわけでありまして、したがつて、その答申といふものはかなり積極的なものになると思ひます。が、答申がありますれば、それにのつとつて資本の自由化をやつていただきたい。これは受け入れるほどのが、答申がありますが、それがどうぞお手に見てください。

それから資本の出るほうの自由化であります。が、これにつきましては、今まで旅行者の携帯現金、これを七百ドルにいたしておりましたが、今度千ドルにこれを持っていくと、大体国際水準が七百ドルなんですが、千ドルというと国際水準を上回る額になるわけです。それから海外投資につきましては、今まで二十万ドル以上につきましては、今まで二十万ドル以上につきましては、政府の許可を要するというふうにいたしておきましたが、その二十万ドル以上のものにつきましては、許可するにあたりましてこの許可基準というものをあまり従来のよういうるさく言わないと、特に、海外に対する資源開発投資といふものにつきましては積極的にこれをやつていただきたい、かのように考えております。

○成瀬幡治君 物のほうで言うならば、六十は残りますよ。しかし、残つた六十も早急にと、こいつは以前もいいと思います、あるいはその後になつててもいいと思いますが、いずれにいたしましても、その最後に残つた六十品目につきましてもなるべく早く自由化をいたしたい、そういうふうに考へておきます。これが貿易自由化についての考え方であります。

それから資本自由化につきましては、これは大体二百四品目の自由化を決定しておりますが、こどじゅうに第三次の自由化をいたしたい、こういう考え方を持つておるわけです。この第三次の

自由化につきましては、小林中さんが会長をしておる外資審議会がそれを検討されるわけございませんが、この間、小林さんの審議会が会合いたしました。なるべく秋までに第三次を実行しよう、

承つてさしつかえございませんか。

○國務大臣(福田赳夫君) 来年の暮れになりますが、この間、小林さんの審議会が会合いたしました。なるべく幅広く、かつ実質的、つまり大事なものにつきましてもふん切りをつけるようになります。こういう空氣のようあります。そこで、私いたしましては、この二、三ヶ月の間に、正式に、第三次自由化をいたしたいがその内容をどうすべきかということについてこの審議会に諮問をいたしたいと、こういうふうに考えておるわけでありまして、したがつて、その答申といふものはかなり積極的なものになると思ひます。が、答申がありますれば、それにのつとつて資本の自由化をやつていただきたい。これは受け入れるほうの自由化です。

それから外資審議会の答申がありますれば、大体これを尊重してまいると、こういう考え方であります。

○成瀬幡治君 外貨は五十億ドルを突破してしまふう、そういういま、資本なりあるいは貿易の自由化についていろいろと検討をしながらやつてまいります。それから來年の暮れになつてなお六十品目を上回る額になるわけです。それから海外投資につきましては、今まで二十万ドル以上につきましては、政府の許可を要するといふようにいたしておきましたが、その二十万ドル以上のものにつきましては、許可するにあたりましてこの許可基準といふものをあまり従来のよういうるさく言わないと、特に、海外に対する資源開発投資といふものにつきましては積極的にこれをやつていただきたい、かのように考えております。

○成瀬幡治君 物のほうで言うならば、六十は残りますよ。しかし、残つた六十も早急にと、こいつは以前もいいと思います、あるいはその後になつてもいいと思いますが、いずれにいたしましても、その最後に残つた六十品目につきましてもなるべく早く自由化をいたしたい、そういうふうに考へておきます。これが貿易自由化についての考え方であります。

それから資本自由化につきましては、これは大体二百四品目の自由化を決定しておりますが、こどじゅうに第三次の自由化をいたしたい、こういう考え方を持つておるわけです。この第三次の

○國務大臣(福田赳夫君) 自由化は、お話しのとおりの事情がありますので、外国から言われるから自由化するのだというのじやなくて、わが国みずから自由化をする必要があると思うのです。つまり、一つは、わが国の企業の近代化、合理化です。資本が入ってくる、それにつれましてすぐれた技術あるいはすぐれた経営方法、そういうものも入ってくるわけです。つまり、わが国はいま国内で自由競争態勢をとっていますが、この自由競争態勢というのは国内だけでは十分じゃない、国際的規模において自由競争をやるということによつて完全に自由競争というもののメリットといふものも出てくる、こういうことを考えてみたとき、資本の自由化というものは、これはまあいろいろのデメリットもあります。ありますが、一概に、資本の自由化といふことは、やはり自由競争といふ面において非常に大きなメリットを持つておる、こういうふうに考えますので、デメリットを最小限に防ぎながら積極的に資本自由化といふものを取り組まなきゃならぬと、こういうふうに考えます。

それから物財の輸入、これはわが国が物価問題

でいま一番悩んでおるわけでございますが、そのわれわれが悩みとする物資は国際価格水準から見ると非常に高いものが多いわけです。ですから、外国で安いものができるのだといえど、それをわが国が消費するということになると、物価水準といふものにはかなりの影響がある。ただしかし、それが国内の産業に対して影響があるものですから、軽々にはできないわけでございますするけれども、なるべくそういう安い商品が入ってきてもらが國の産業もこれと太刀打ちできるという態勢を早く整える、そういうことによりまして、物価政策に貢献をする。まあ物価政策は七〇年代の最大の問題ですから、そういうところから考えまして、輸入の自由化は非常に大事なことじやないか。ただ、それに対する備えなしにやつたら、これはたいへんになりますから、十分それに対する備えをしておかなければならぬ、こういふふうに考えております。

○成瀬幡治君 たとえば自動車の問題に例をとり

ます。自動車には、資本あるいは物、いろいろの

ことがあると思いますが、いままんかでいと、

非常に高いわけですね。それじゃ会社はもうかつ

ておるかというと、もうかつておる。賃金も相当

いい水準を行つておる。しかし、それじゃ会社の

経理内容のバランスを見ますと、賃金の率がうん

と低いわけですね。賃金を上げさえすればいいか

ということじやなくて、やはり自動車自体を下げ

なければならぬと思います。そういう管理価格に

ひときいような大企業独占のものが、なかなか値

を下げてこないわけですね。ですから、もしそう

いうものに對して自由化をやらないとするなら、

物価を今度は下げる面から何かの措置を——もし

やらなかつた場合は、何らかの措置を考えておみ

えになるかどうか。ただ単に自由化はやりません

よと、こう言うだけじゃ済まぬ問題じやないか、

物価の面から。だから、そういうところは国民の

ほうへバックペイをすべきじゃないか。国がそれ

だけ保護するなら、國民にそれをお返しする姿勢

といふものが、会社の自主性を待ちますわいとい

うのじやなくて、國がやらないのですから、國が

それに対してもうするかといふ問題についての方

針といふものはなければならないと思ひますがどう

でしよう。

○國務大臣(福田赳夫君) それはですね、たとえ

ば、いま御指摘の自動車業界、これも資本の自由

化が近いといふことを業界自体はよく知つております。そういう自由化に対してはどういう備えを

しなければならぬか、こういうのでその備えも急

いでおるわけでございますが、だんだんともうそ

ういう条件が成熟しつつある、こういう段階であ

ることは、成瀬さんが最もよく承知しておること

に思ひます。政府が何か財政上のあるいは税制上の配慮をしなければならぬ

ことは、成瀬さんがあなたが最もよく承知してお

ること

に思ひます。これが去年の夏ごろまでには

なれば、外國から輸入がどんどんやつてくると

かしいと思ひますけれども、しかし、自由化しま

すよ、いつ幾日に自由化しますよということにな

ります。どうも政府として、これをいま価格を指示すると

自由化しない、そのかわりに自動車の値を下げたら

どうか、こういうようなお話かと思ひます。お話

としてはごもつとものよう思ひますけれども、

どうも政府として、これをいま価格を指示すると

いうような権能もございませんから、それはむず

かしいと思ひますけれども、しかし、自由化しま

すよ、いつ幾日に自由化しますよということにな

ります。成長率をやや下回るというようなふ

どつております。成長率をやや下回るといふふう

に思ひます。これが去年の夏ごろまでには

なれば、外國から輸入がどんどんやつてくると

かしい思ひます。成長率を上回る増勢になつてき

ます。年間の暮れから二〇%という数字が出てき

る。年間の暮れから二〇%、また二月も二〇%、

最近多少それが下がりまして一九%台といふふう

に思ひます。これが去年の夏ごろまでには

なれば、外國から輸入がどんどんやつてくると

○成瀬幡治君　いま言つたように、成長率は政府としてはいろいろと設定をおやりになりますね。ところが、これを制限するとかいろいろなことで金融引き締めなどいろいろあると思いますが、ですから、まあインフレになるのかならないのか、インフレかインフレじゃないか、いろいろなこんな議論もありますよ。あります、物価が上がつて、これは困ったわいということは、だれが何と言つたって政府が一番大きな問題だとおっしゃるが、さて、それじゃきめ手になる方針がなかなかないんだと。そうすれば、政府が出すところの財政投融資なんというものの方なんというのは非常に意義のあるものだ、ウエートが大きいものだと思うんですね。ですから、そういうようなところと関連しながら、通貨のいわゆる増、あるいは回転速度等あります、そういうことについて何らか措置をされていいのじやないかと思うが、どうでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君)　どうも、通貨の増は、大体において経済活動の結果がそこへ出てくる。それ自体を詰めるといいますと、いろいろな不健全な状態が出てくるので、通貨が増発されないでほしいというそういう体質をつくり上げることが大事なんです。ちょうど下痢の患者にせんをするというようなふうなことだと、これは腹膜炎を起こしたりまあいろいろなことになる。(笑声)それ方も、非常に短期間であれば効果がないことはありませんけれども、短期間にこれが治癒できるという見通しなしにせんをしたら、これはたいへんなことになりますが、どうに考えておられます。

う賃金の加速度的な高騰、それからインフレとうようなことになつて、とてもその一事を見ましても日本経済は立つていかない、こういうふうに思うわけです。何とかしてひとつ成長の度合をだらかにしたい、こういひので、金融で設備投資の抑制をして、また、財政につきまして、予算は近日成立はいたしますが、その運営にあたりましてもほんとうに心してこれが実行に当たつていただきたい、こういうふうに考えておるわけです。

○成瀬艦治君　過般の予算委員会で木村委員が総需要について議論されておりますから、私はこれでやめます。

次に、IMF関係で一言お聞きしますが、これは日本の国が今度出資をいたしまして世界で五番目ですかになります。そうしますと、任意理事事務になれるというようなことですが、なつたつて國民はなんにもうれしくない、國威には確かにいいかもしませんけれども。そこで、低開発の後進国家なりそういうものに対する開発の問題がいろいろとこれから議論され、いろいろなことがあります。アジ銀のこともありますし、そうなつたときに、コンサルタントの仕事といふもののが何といつても水先案内になつてしまいまして、そして、これがうまくいけば、あと日本もそれにつれていろいろなことができることになる。そこで、コンサルタンクトの育成強化ということだが私は非常に大切ではないかと思う。それで、イギリスなんかは一九〇八年ごろからやつてあるから、日本から五、六十年さきです。アメリカなんかのいまの行き方を見ますと、いろいろとあると思います。そこで、乱暴なことを言えども、いま、日本は、たとえば建設省もりつばな技術陣を持つておれば、郵政も持つておれば、国鉄も持つておる。各省がいろんな技術陣をかかえておりますが、それはそれで今までいいことというか、役に立つてきたと思うんですけれども、しかし、もつと言えども、ほんとうは、アメリカなりあるいはヨーロッパ諸国のようにコンサルタントがしつ

かりしておれば、この道路の設計は、あるいはこの橋梁設計は、この堤防は、といふうでそういうようなことをすれば、なお私は日本全体の合理化育成強化していく方針を、今後何年か先にはどういふ形になるか知らぬけれども、少なくとも日本全体のレベルアップであり、日本全体の合理化のために、官僚のなわ張りと言つちや語弊があるかもしれませんけれども、実際そういうもので国民は若干迷惑しているところもあると思いますから、そこで、そういうものに対する強化育成の方針があるのかどうか。

○国務大臣(福田赳氏君) コンサルタントを業とする民間業者、団体、いろいろあります。しかも、わが国のコンサルタントは、国際水準でも相当高い技術、能力を持つておるわけです。それを、各省が、たとえば建設省はこういう仕事をする場合にほどこの方にお願いをするとか、あるいは、海外でこういう開発をする際にはだれにお願いをするとか、あるいは、農林省のいろいろな土地改良の仕事についての設計をお願いするとか、いろいろしておりますが、いま、そういう役所からのコンサルタントに対してもあるわけです。そういうことで、コンサルタントへの発注ですね、それからまた、民間でもいろいろなデベロピングをやつておるわけですから、その人たちの発注も、これらのこと、コンサルタントに対するわけです。そういう過程の中で、自由競争原理というか、そういうものが取り入れられながら互いに技術を磨きながらこの分野というものは伸びていっておる、こういうふうに思ふんです。わが国のコンサルタント事業といふかそういうものの前途は、これは相当明るい。国内においてのみならず、国際的にも相当大きな地位を占めることになるんじやないかと、いうふうに考えております。とにかくこ

これは経済の水先案内みたいなものですから、いま格別これに積極的な助成ということは考えておりませんけれども、適正な形で発注を行なうとかそういうような方法を通じましてこれが育成強化には努力をしていくべきものである、こういうふうに考えております。

とは言いません、ことしはですね。来年は少なくともやつてもらいたい。まず検討をしてもらいたい。これはお願いでございますから、これでおまいです。

若干議論をしたほうが、むしろそのほうがいいというやないか。なにも政府が特別に悪いことをされわけじゃないし、ある特定の意図をもっておやりになるものじゃないと思いますから、フェアーナーに何もかもおやりになつたほうが好ましい姿と申しますけれども、こういう問題についてどう考へる

五年度に新しく出てきた金額かどうか、その点だけひとつ説明をしてもらいたい。
○政府委員(船後正道君) 御指摘の八百一億の中には、アジア開発銀行の特別基金に充てるための国債百八億は含まれておりません。これは国債でございますので、八百一億の歳出予算とは關係ございません。

○成瀬幡治君　ざつくばらんに言つて、任意理事國になる。そうすると、地域開発はここら辺でやろうやということになると、理事会で大体わかるわけです。そうすると、日本は受け入れのりっぱな業者がおらぬじやないか、だからこれはアメリカに持つっていくわ、イギリスに持つていくわといつて持つていかれちやう。そうすると、次に続く業者も当然そうよつちやうしでさう。貿易の自由

に「船舶、建物その他政令で定める財産」ということがありますね、この財産の中に飛行機が入つておりますかと、こう言つたら、これは当然飛行機といふものも入るんだと、こういう答弁でござります。いろいろとお聞きしてみると、ごもつともだらうという点もあるわけでございますが、しかし、後進国家の発展のために必要なものだから飛行機とうまくもつてもらいたいのです。

○國務大臣（福田赳氏君） 実は、その問題につきまして、先日衆議院の大蔵委員会におきましては、「政令で定める財産」というのに飛行機をなぜ加えられたのかと、こういう質問が社会党の広瀬秀吉議員からありまして、私は、それに対し、実は飛行機につきましては相手国においていまさしありうることとおもつてゐるが、

○木村禧八郎君 これは四十五年度に初めてです
か。
○政府委員(船後正道君) 四十五年度は百八億で
ございますが、四十四年度は七十二億、四十三年
度も七十二億、いずれも国債として計上いたして
おります。

化資本の自由化等をずっとやつてきたい、いろんなことをやつてきて、日本の技術が外へ出ていく、それがほんとうの日本の強くなつたときだと思うんです。そのためには、いまのコンサルタントでは、とてもとも外国とでは歴史も浅い。デザインも同じことです、立ちおくれている。しかも、国内では、各省がやり、民間もやる。人的資源

うものはいろいろな意味で——疑いを持つわけじやございませんけれども、ちょっと心配もあるわけです。ですから、私の考え方としては、飛行機が今後、いまは要請がないそうでござりますけれども、今後起きてきたような場合には、園会の場で最も十分検討ができるような機会があつたほうが多いだろうと思う。ところが、それは予算のことろ

す、そういうようなことを考へると、いまこの段階で飛行機と特定することは適当でない、こういうふうな御答弁を申し上げたところです。であります、いま、政令で定めるものの中に飛行機を加えるのはいかがであるかと、また逆のようないく質問を受けまして、いさぎか当惑をいたしますが、しかし、御趣旨のほどはよくわかりました。

○委員長(栗原祐幸君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として任田新治君が選任されました。

からいつのたらまことに不経済なやり方をしている
わけです。そこで、長い話でございますけれど
も、大蔵省としてぜひひとつコンサルティングに
対するいろいろと強化育成について十分御配慮と
申しますか検討をしてもらいたいとともに、いま若
手補助金が出ておりますね。きょうここでお聞き
しましたら、大学教授の知的報酬は一日幾らだと
お尋ねになつた場合は、一日三万円でござ
ります。どうぞよろしくお聞きください。

に出ますよと、こうおっしゃるが、しかし、聞いておりますと、これは相手因とのかけ引きの問題があるから、ちょっと申し上げられませんというような話があつた。いま外貨はどのくらいありますかと木村委員が質問されると、これもちょっと全部出し合やうのはまずいわいと。それじゃ大蔵委員会も秘密会をひんぱんにやらにやいかぬかにこら成るときは持つてこつけ、へへへ

海外経済協力によつて、これが相手国に軍事援助をしたといふような疑惑を招くようなことがあれば、これは政府の本意とするところではございません。したがいまして、飛行機を買うといふ問題ばかりじやございません、海外経済協力の内容につきましては、広く国会において御審議を願うよううに私どもは特段の配意をいたす、かようにいたしました。

○委員長(栗原祐幸君) 他に御発言もなければ、三案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いま

お話を聞かれたのは一月三十ドルだという話です。それは旅費、滞在費のほかに三十ドル出るといえればたいへんな差発かと思いますけれども、諸外国に比較し、いろんなところから見たら、とてもこれはお話をならぬ数字であり、ましてやこれは外務省がやる協力事業団の大学教授等を依頼したときの知的報酬が三十ドルのようですけれども、コンサルティングの人がかりにそういう専門家等を依頼した場合でも、その者の知識的報酬はひとつ認めてやるわいというようなことを検討してもらいたいと思うんです。やつてくれ

などと心配をしておられですか。しかし、それはそれとして、それじゃいま言つたように、そういうふうで、なんにもわからずに、政令ですつといつちやつて知らぬぞということになると、ちょっとと心配で、何でもこれから政令でやりやいいわいというようなことになってしまふのも少し心配でござりますから、それについて、やはり国会では、経済協力なりあるいは技術協力をしたような場合には、それが一体相手國に対しどれだけのプラスになり、それがひいては人類の發展にどれくらい貢献をするやというようなことについては

○木村轄八郎君　海外経済協力予算の数字をいた
だいたんですが、この数字についてちょっと最後
に伺つておきたいんですが、総額八百一億九百十
二万四千円ですね。この中に、アジア開発銀行の
特別基金に充てるための国債百八億というのが
入つているのか、入つていないのか。それで、こ
の百八億は、今年度初めて出てきているのかどう
かですね。われわれが海外経済協力予算として総
額を見る場合に、この百八億を八百一億の中に加
えて考えたらいのかどうか、この百八億は四十

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより採決に入ります。

まず、空港整備特別会計法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下（当該会社並びに常時使用的従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの）

四 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十年法律第二百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体

五 特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号の一に該当する者であるもの（前号に掲げるものを除く。）

この法律において「金利」とは、金銭の貸付けの利率、相互掛金契約に基づく給付に係る金利回り及び手形の割引率をいう。

（金融機関の遵守事項）

第三条 金融機関は、中小企業者に対する業務を行なう場合には、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 金銭の貸付け又は相互掛金契約に基づく給付（以下「貸付け等」という。）に関連して、当該中小企業者に資權の設定その他の方法により当該金銭の貸付けをした後において、その弁済期前に、当該中小企業者が弁済のために金銭を提供した場合において、その額が弁済すべき金額に比してきわめて少額で、これらを直ちに当該貸付けに係る債務の弁済に充当することができるため、当該中小企業者が当該金銭を新たにさせ、又は質權の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関に不利益を与えることと同一の結果を生ずることと同一の結果を生ずること。

二 金銭の貸付けをした後において、その弁済期前に、当該中小企業者が弁済のために金銭を提供した場合において、その額が弁済すべき金額に比してきわめて少額で、これらを直ちに当該貸付けに係る債務の弁済に充当することができるため、当該中小企業者が当該金銭を新たにさせ、又は質權の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関に不利益を与えることと同一の結果を生ずることと同一の結果を生ずること。

（金融機関の運営事項）

第三条 金融機関は、中小企業者に対する業務を行なう場合には、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 金銭の貸付け又は相互掛金契約に基づく給付（以下「貸付け等」という。）に関連して、当該中小企業者に資權の設定その他の方法により当該金銭の貸付けをした後において、その弁済期前に、当該中小企業者が弁済のために金銭を提供した場合において、その額が弁済すべき金額に比してきわめて少額で、これらを直ちに当該貸付けに係る債務の弁済に充当することができるため、当該中小企業者が当該金銭を新たにさせ、又は質權の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関に不利益を与えることと同一の結果を生ずることと同一の結果を生ずること。

二 金銭の貸付けをした後において、その弁済期前に、当該中小企業者が弁済のために金銭を提供した場合において、その額が弁済すべき金額に比してきわめて少額で、これらを直ちに当該貸付けに係る債務の弁済に充当することができるため、当該中小企業者が当該金銭を新たにさせ、又は質權の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関に不利益を与えることと同一の結果を生ずることと同一の結果を生ずること。

（定期預金の返済方法）

第三条 金融機関は、定期預金の返済方法として行なわれる場合であつて、当該契約に基づく給付金（積金の払込みを中途でやめた場合において満期日に支払われる金額を含む。以下この号にお

いて同じ。）若しくは相互掛金契約に基づく給付金（掛け金の払込みを中途でやめた場合において満期日に支払われる金額を含む。以下この号において同じ。）の支払請求権を、当該定期預金若しくは据置貯金の支払期日又は当該定期預金契約に基づく給付金若しくは相互掛金契約に基づく給付金の支払期日までの間拘束する場合であつて、当該貸付け等に係る金利について当該中小企業者に不利益を与えないようするにするとき。

四 中小企業者に定期預金、据置貯金、定期積金契約又は当該相互掛金契約とは別個の相互掛金契約を新たにさせること。

五 手形の割引に関する事項

質權の設定その他の方法により当該金融機関によつて払戻しが拘束される預金を新たにさせ、又は質權の設定その他の方法により当該中小企業者が当該金融機関に對してすでに有する預金等に関する請求権を拘束すること。

ただし、手形の割引をするにつき担保を必要とする場合において、適当な担保がなく、又は担保が不十分である場合に、手形の割引から生ずる債権を保全するため正常な商慣習にて照らして適正な限度内で当該中小企業者に当該金融機関によつて払戻しが拘束される預金を新たにさせ、又は当該中小企業者が当該金融機関に對してすでに有する預金等に関する請求権を拘束する場合であつて、当該貸付け等に係る金利について当該中小企業者に不利益を与えないようするときは、この限りでない。

六 手形の割引に関する事項

定期預金、据置貯金、定期積金契約又は相互掛金契約を新たにさせる場合において、適当な担保がなく、又は担保が不十分である場合に、手形の割引から生ずる債権を保全するため正常な商慣習にて照らして適正な限度内で当該中小企業者にこれらの預金又は定期積金契約若しくは相互掛金契約をさせないようするときは、この限りでない。

七 金融機関が前各号に掲げる違反行為をしている場合に、中小企業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、この法律の規定に従い適正な措置をとるべきことを求めることができる。

（書類の作成及び保存）

第五条 金融機関は、中小企業者に対し貸付け等又は手形の割引をした場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該貸付け等又は手形の割引に関する事項、当該金融機関が受け入れている当該中小企業者に係る預金に関する事項、当該金融機関が当該中小企業者と締結している定期積金契約及び相互掛金契約に関する事項その他の事項を記載した書類を作成し、これを交付しなければならない。

（書類の作成及び保存）

第六条 中小企業庁長官は、金融機関が第三条に規定する違反行為をしているかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適正な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告等）

第七条 公正取引委員会は、金融機関が第三条に規定する違反行為をしていると認めるときは、

